

資料 137-2

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3171号)

＜目 次＞

1 諒問書	1
2 概要	2
3 改正案	25

(参考)

・ 告示案（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）	64
・ 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」改定案	66

(公印・契印省略)

諮詢第3171号

令和5年9月19日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 鈴木 淳司

諮詢書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第4項第1号イ及びロ並びに第2号、第11項並びに第13項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項、法第34条第5項及び第6項の規定による第二種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項並びに法第108条第1項第2号の規定による第一種適格電気通信事業者の指定に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

また、法第33条第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備を指定することとしたい。

については、法第169条第2号及び第4号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について (「接続料の算定等に関する研究会」の議論等を踏まえた規定整備)

令和5年9月19日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

改正案の概要

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 今般、研究会において第七次報告書が取りまとめられた(令和5年9月6日(水)公表)ところ、同報告書の内容を踏まえて接続制度の一層の改善を図るとともに、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備を行うため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)関係省令等の改正案を作成した。

主な改正事項

接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の内容を踏まえた規定の整備

- (1) 第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し 1
 【第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)の一部改正】

- (2) 第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し 4
 【電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)及び第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。)一部改正並びにMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定、令和5年4月最終改定。以下「MVNOガイドライン」という。)の改定(一部諮問対象外)】

接続制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備

- (3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し 8
 【施行規則、一種接続料規則、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「一種接続会計規則」という。)及び電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件(平成13年総務省告示第243号。以下「一種指定告示」という。)等の一部改正(一部諮問対象外)】

- (4) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく規定の見直し 20
 【施行規則、一種接続会計規則及び二種接続会計規則の一部改正】

- (5) その他所要の規定整備 【施行規則等の一部改正】 21

(1) 第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し

- 研究会では、令和5年度以降の加入光ファイバ接続料の改定に向けて、第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法について議論を行い、次の結論を得た(研究会第七次報告書第7章)。
 - ① β 値については、直近のNTT持株会社の株式データを基に見直すことが適當。
 - ② 主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たっては、長期安定的な指標である長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適當。
- ①については、省令の改正を要さないため、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等(令和5年5月26日諮問、令和5年7月21日答申・同日認可)において反映した。②についても、速やかに反映するために同改定において3条許可(※1)により反映したが、今般、一種接続料規則を改正することにより、研究会の結論を省令上の適正利潤の算定方法に反映する。

(※1) 第一種指定電気通信設備の接続料は一種接続料規則に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、特別の理由がある場合には、一種接続料規則第3条ただし書きの規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能。

省令改正案【一種接続料規則】

(自己資本費用)

第12条 一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用 = 当該一般法定機能に係るレートベース × 自己資本比率 × 自己資本利益率

2 (略)

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (他産業における主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

4 (略)

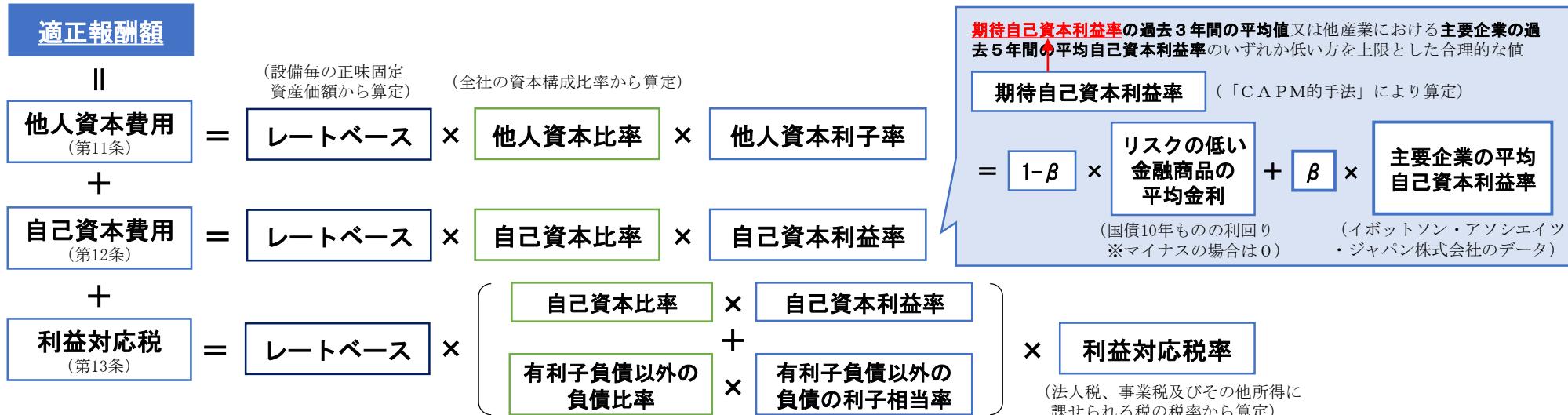
5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合(対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。)においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

規定の趣旨

- これまで、期待自己資本利益率の算定に用いる主要企業自己資本利益率については、国内4証券取引所(札幌、東京、名古屋及び福岡)の上場企業の実績財務データにより算定していたが、直近では、新型コロナウイルス感染症等の影響により大きな変動が生じていた。
- 研究会の結論を踏まえ、主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たっては、第二種指定電気通信設備の接続料算定においても用いられている長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia」(計測期間:1952年から))を使用する。
- 同指標は電気通信事業に係るリスク・プレミアムを含むところ、他産業の主要企業を参照することとされている現行の主要企業自己資本利益率に係る規定を見直す。

(参考)適正利潤の算定方法

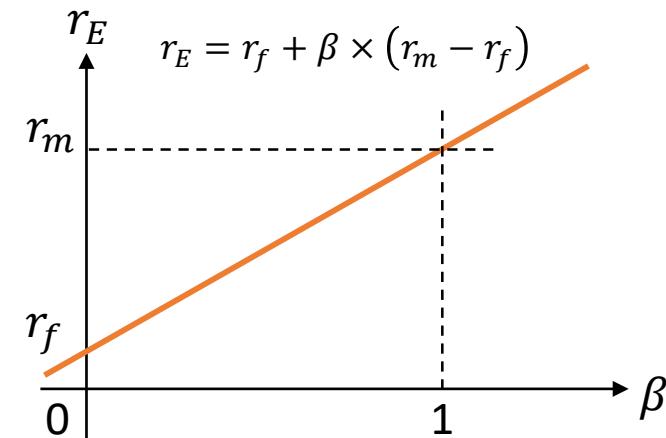
- 報酬(適正な利潤)は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。



■ C A P Mの手法

- 資本試算評価モデル(CAPM: Capital Asset Pricing Model)は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。
- 接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方に基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。
- C A P Mの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「 β 」が分かれば、その株式の期待利益率(右図の r_E)は、市場自己資本利益率(右図の r_m)とリスクフリーレート(右図の r_f)をパラメータとした、 β の一次関数により推定できる。(市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。)
- β は、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、 β は高くなる。

* 第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、(第一次)接続料の算定に関する研究会報告書⁵⁾議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」(平成9年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。)の改正により、自己資本利益率の算定にC A P Mの手法が導入された。



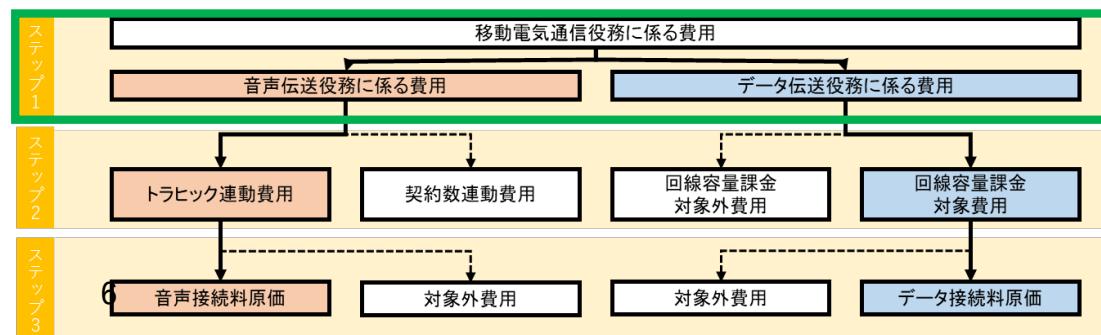
(2) 第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し

- 第二種指定電気通信設備の接続料は、二種接続会計規則により整理される接続会計等を基礎として算定され、接続約款の届出に当たり添付される算出根拠は施行規則に様式が規定されている。接続料の適正性について、毎年度、算定根拠を基に総務省で検証を実施し、その結果を踏まえ、研究会において算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けた検討を実施。
- 研究会第七次報告書において提言のあった以下の2点について、施行規則の様式、二種接続会計規則及びMVNOガイドラインを改正することにより、接続料算定の精緻化及び適正性の更なる向上を図る。
 - ① 接続会計における費用配賦の検証のための様式追加
 - (原価抽出ステップ1の配賦に用いる)固定資産価額比の算出プロセスの検証可能化
 - (原価の大宗を占める)減価償却費及び施設保全費について、原価抽出ステップ1の算出プロセスの検証可能化
 - ② 算定根拠における予測値の算定方法に関する記載の追加
 - 見込みの具体的かつ細かな粒度での提示、見込みと予測値設定との間の因果関係の明確化
 - 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因分析結果の次期予測値算定への反映

①接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

原価抽出プロセスの概要

- ・ 音声/データ接続料の原価は、3ステップ(ステップ1:音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2:トラヒック運動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3:接続料原価の抽出)に基づき抽出される。
- ・ ステップ1については、二種接続会計規則に配賦基準が示されているとともに、二種指定設備設置事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。



(参考)原価抽出プロセス(ステップ1)の全体像

- ステップ1においては、移動電気通信役務に係る各営業費用が①音声直課費用、②データ直課費用及び③配賦対象費用に分類される。接続料原価の大半を占める減価償却費及び施設保全費については、①②のとおり各役務に費用を直課した上、③の配賦対象費用については「固定資産価額比」に基づいて配賦される。
- 固定資産価額比の算出に当たっては、①音声直課資産、②データ直課資産及び③配賦対象資産に分類され、③については原則として回線数比又は取扱量比に基づいて算出することとされている。

◆ 二種接続会計規則別表第三(抜粋)

1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

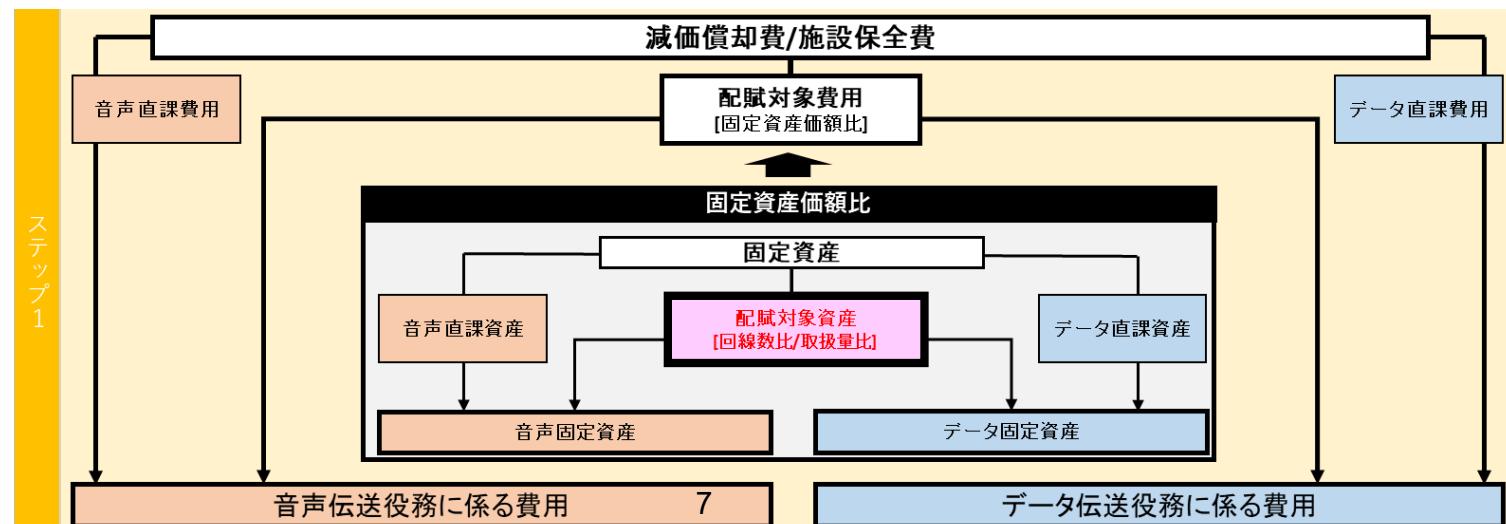
(2) 二以上の種類の役務に関する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

施設保全費 関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比

減価償却費 関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。)比

(3) 二以上の種類の役務に関する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。

- 直課/配賦については、固定資産価額比を算出する際の資産の直課/配賦と減価償却費及び施設保全費といった費用を音声/データ間で配分する際の費用の直課/配賦について区別して議論することが必要。



(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

① 優先接続機能(マイライン)の廃止

- マイラインはNTT東日本・西日本の加入電話の利用者が、事前に登録することで事業者識別番号をダイヤルしなくても「市内」「市外」「県外」「国際」の区分ごとに中継事業者を選択できるサービス(平成13年に導入)。
- 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年3月28日一次答申、9月27日二次答申)の考え方を踏まえ、固定電話網のIP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本加入電話発の接続ルート切替(令和6年1月)時に、マイラインは廃止される(※1)。
- マイラインを実現するための機能として、一種接続料規則において「優先接続機能」が設定されているところ、マイライン廃止後の令和6年3月に、当該機能を法定機能(※2)から削除する。

(※1) 二次答申においては、これまでマイラインにより担保されてきた電気通信事業者間での通話に用いる電話番号の桁数の同等性の確保は、IP網への移行後は、NGNの優先パケット識別機能等を用いたサービス提供において番号ポータビリティを行うこと可能となると整理されている。

(※2) 第一種指定電気通信設備制度においては、総務省令で定める機能(法定機能)の単位で接続料を設定することとされている。法定機能は、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。

省令改正案【一種接続料規則】

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
(略)		
二 端 末 系 交 換 機能	(略)	
	(略)	
優先 接続 機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能	第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。)
	(略)	
(略)		

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備の加入者交換機等における端末系交換機能のうち「優先接続機能」を法定機能から削除し、当該機能に係る接続料の設定義務を解除。

(※3) 当該機能は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第16条に基づく東西均一接続料の対象とされてきたところ、東西均一接続料関係省令において所要の措置を講じる。

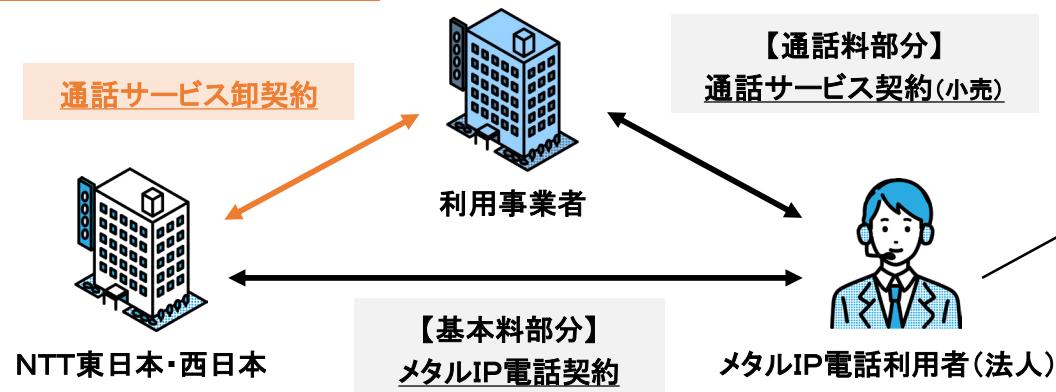
- ✓ 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令(平成15年総務省令第119号)第3条(諮問対象外)
- ✓ 接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)附則第15項

(※4) 削除に伴い、当該機能に係る接続料の設定方法に関する規定を削除(一種接続料規則第15条の一部改正)。

メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件の検証(概要)

- マイライン廃止後は、各事業者がマイラインにおいて有していた顧客基盤(タッチポイント)を確保するなどの観点から、NTT東日本・西日本から、希望する他事業者に対し「メタルIP電話の通話サービス卸」(以下「メタルIP通話卸」という。)が代替として提供される。
- 事業者間協議を踏まえて提供条件等が決定され、マイライン提供事業者のうち2社(KDDI及びソフトバンク。令和5年8月現在のマイライン提供事業者はNTT東日本・西日本、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、アルテリア・ネットワークスの7社。)において、法人のマイライン利用者向けにメタルIP通話卸によるサービスを開始する。(それ以外の利用者については一律でNTT東日本・西日本の通話サービスに移行)
- メタルIP通話卸については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申において、他事業者による安定的な利用を可能とするための透明性・適正性・公平性の観点から、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められるか、総務省において提供条件について検証を行うこととされている。

メタルIP通話卸の提供形態の概要



【マイラインからの移行方法】

- 法人利用者の移行先サービスは、令和5年6月末時点のマイライン登録状況に基づき決定。
- 令和5年6月まで、マイライン利用者に対し、マイライン事業者協議会より、①マイラインが終了する旨及び②その時点での登録状況に基づく移行先サービス(予定)を周知済。
- 周知を踏まえ、法人利用者は期限までにマイラインの登録を変更することにより、移行先サービスを変更することも可能。

○ 固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申 ~最終形に向けた円滑な移行の在り方~(平成29年9月27日情報通信審議会答申)

5.3 マイライン機能の扱い 5.3.2 具体的方向性(考え方)

他方で、案①(注:マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案)を採用するとした場合、現在のマイライン利用者への電話の提供条件が、通話サービス卸の提供条件に大きく影響されることとなる点に留意する必要がある。

実際、マイラインの代替サービスを提供するものとしてNTTから提案されているメタルIP電話の通話サービス卸については、事業者間協議において、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公平性を確保することが課題として認識された。

これについては、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、総務省において検証を行い、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合には、これによるマイラインサービスからの代替を進めることとし、マイラインサービスのための制度の廃止手続きに入ることが適当と考えられる。

- 今般の優先接続機能の削除に際し、総務省において検証を行ったところ、結果は次のとおり。

提供条件

卸役務の内容

- ・ NTT東日本・西日本のメタルIP電話の利用者向けの通話サービス(※1)
 - ・ 一部呼種(0AB0、緊急通報、117・177以外の1XY)を除く(※2)。
- (※1) マイラインで設定されていた区分毎に卸役務を提供(4区分卸)するのではなく、通話区分を問わず一括で卸役務を提供する(1区分卸)。
- (※2) 対象呼種はマイラインと比較して拡大(0A0(携帯電話)着、#ABCD、117等が追加)。

卸料金、工事費・手続費

- ・ 卸料金:利用者料金(通話料)に一定の割合(□)を乗じた額に回線単位料金(□円／月)を加えた額。
- ・ 工事費:設定しない(不要)。
- ・ 手続費:一括移行(令和6年1月)時には手続費は設定しない(不要)。その後の新規申込み(東西間移転を含む)・卸先事業者変更等の際には、□円／回線。

その他の主要な提供条件

- ・ 提供開始時期:令和6年1月1日(月)(※3)
- ・ 提供地域:全国(NTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本)
- ・ 卸元事業者が卸先事業者に設定するインセンティブ等:なし
- ・ 卸元・卸先の責任分担:利用者対応、個人情報の取扱い等を規定
- ・ 電気通信回線設備の使用の態様に関する制限、技術的事項:なし
- ・ 受付方法・料金請求方法等の運用については、利用事業者2社との協議を踏まえて決定した内容を提供条件に反映(※4)。
- ・ その他の主要な提供条件については、NTT東日本・西日本のメタルIP電話の通話サービス(小売)と同一。

(※3) NTT東日本・西日本及び利用事業者2社においては、既に上記提供条件において卸電気通信役務提供契約を締結済み。

(※4) 利用者に対する料金請求が利用の翌々月となる(マイラインでは翌月)等。

検証結果

(A)透明性

- ・ 提供条件の案が全てのマイライン事業者(平成29年度時点)に対して公表された上で、二次答申の考え方を踏まえた事業者間協議での議論を経て決定(※5)。
- ・ (※5) マイライン事業者協議会「マイライン会合」(平成29年11月21日)において案を公表。その後議論が行われ、同会合(令和元年12月10日)において主要な提供条件について合意。その後、NTT東日本・西日本と利用事業者2社間の会合において詳細な提供条件について合意。
- ・ 今次検証で、非公表とすべき理由が認められる部分を除いて主要な提供条件が公表されている。

(B)適正性

- ・ 卸料金は、NTT東日本・西日本の利用者料金との関係で、スタッテストにおける営業費相当額の基準値との関係で問題が認められない水準で設定されており、手続費については、現行のマイライン登録費(800円／回線)と比較して大きな乖離がない水準であることから、卸先事業者がマイライン代替サービスの提供に用いることができると考えられる。
- ・ また、コスト(接続料相当額)との関係は(参考)のとおりであり、卸料金として適正性を欠くものではないと考えられる。
- ・ その他の提供条件については、マイラインと比較した差異(対象呼種の拡大、請求月の差異等)はあるものの、利用者にとっての代替性に影響を及ぼすものではない点か、事業者間協議での議論を踏まえて決定された点に限られる。

(C)公平性

- ・ 利用事業者2社で提供条件の差異はない。
- ・ NTT東日本・西日本の通話サービス(小売)との差異は、卸提供のために必要な点又は事業者間協議での議論を踏まえて決定された点に限られる。

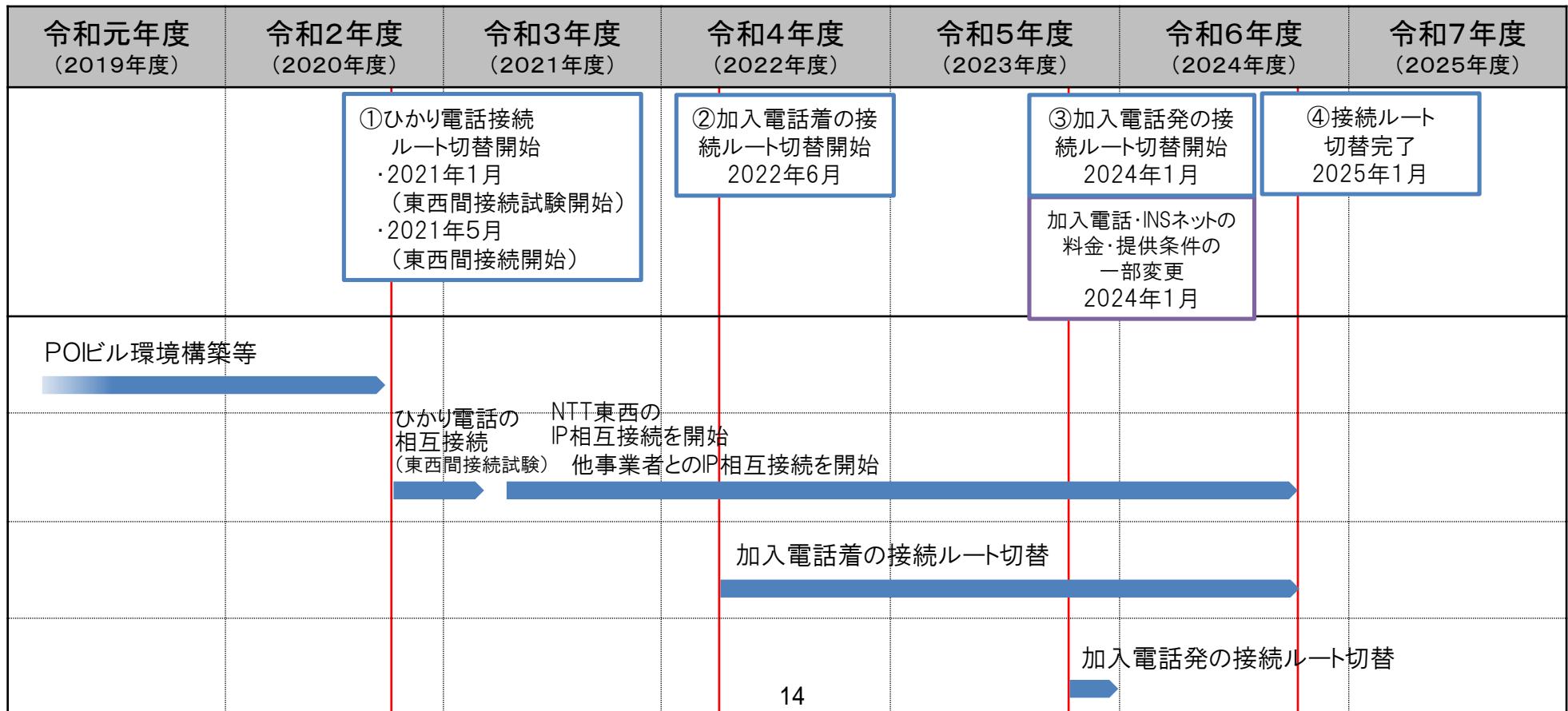
→ マイライン廃止時点(令和6年1月)においては、メタルIP通話卸によってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる。

卸料金

接続料相当額

(参考)固定電話網のIP網への移行工程

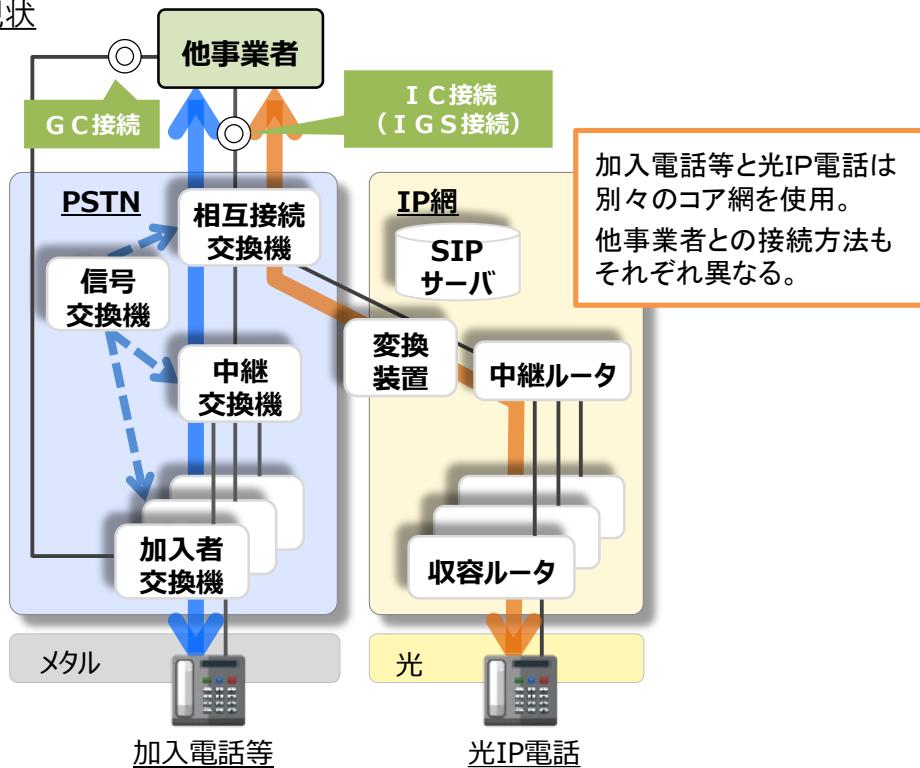
- ① ひかり電話のIP相互接続は令和3年1月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年5月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
- ② 加入電話着は令和4年6月から接続ルート切替を開始。
- ③ 加入電話発は令和6年1月から接続ルート切替を開始予定。
(令和6年1月にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更が行われる予定(契約の移行は伴わない)。)
- ④ 令和7年1月にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



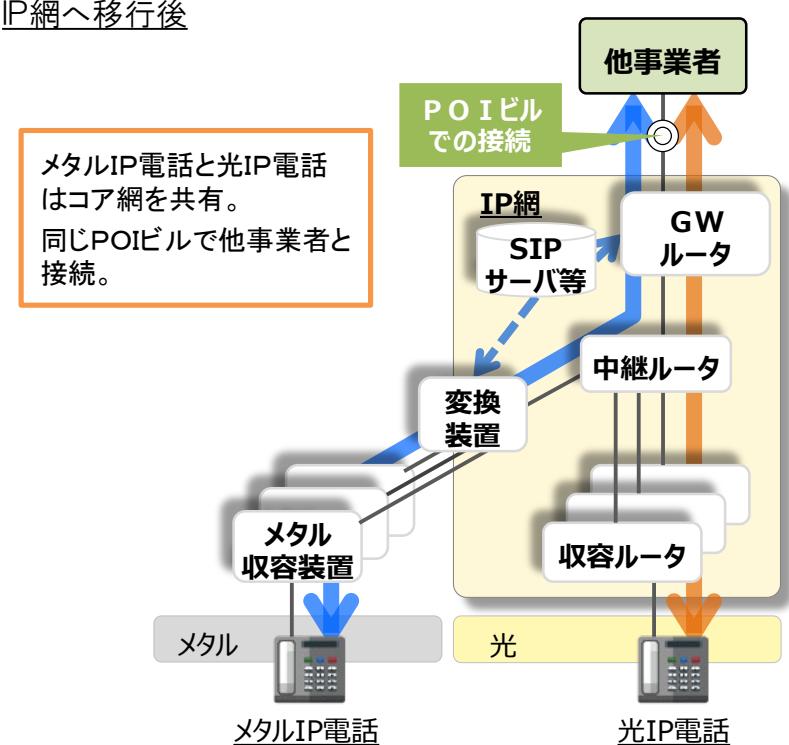
(参考)IP網への移行による音声通信の接続形態の変化

- IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル(東京、大阪の2箇所)における発着二者間の直接接続(双方向接続)となる。
- この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル収容装置と収容ルータを通じて同一のコア網に収容され、他事業者とのPOIも同一となる。

現状



IP網へ移行後



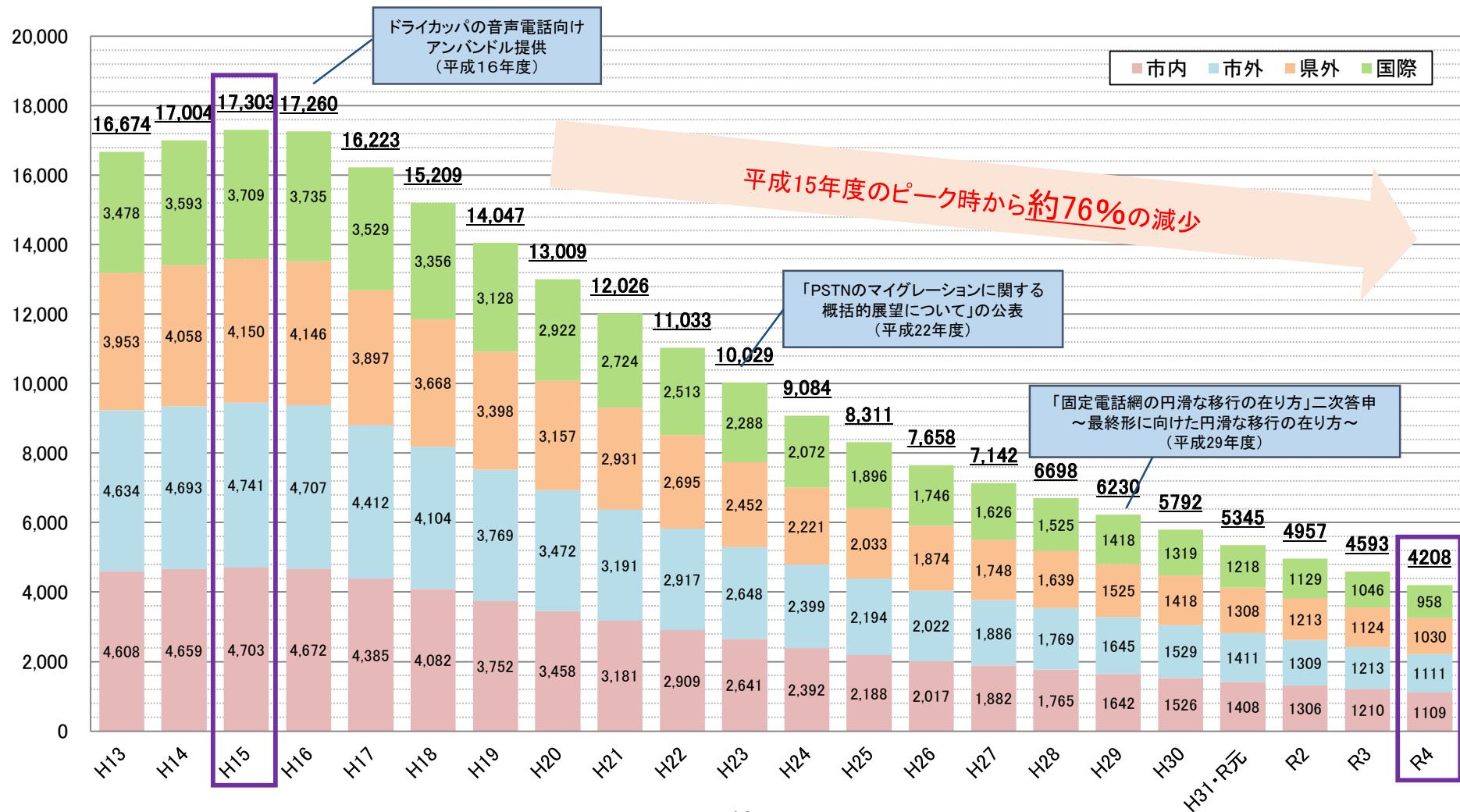
出典：NTT東日本・西日本資料を基に総務省が作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続(300か所以上) IC接続(約100か所)	IGS接続 (IC接続の附随機能)

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 (東京、大阪の2か所)	

(参考)マイライン登録数の推移

- マイラインの登録総数は、ピーク時(平成15年度)の1億7,303万件に比べて、約76%減の4,208万件。
- 各通話区分で見ると、ピーク時は、約3,700万件～約4,700万件であったが、約958万件～約1,100万件に半減。



(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

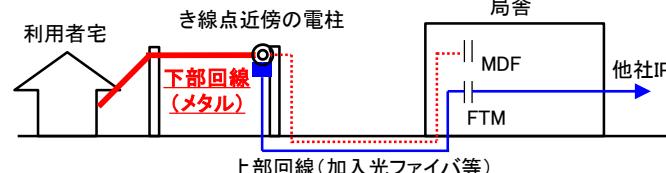
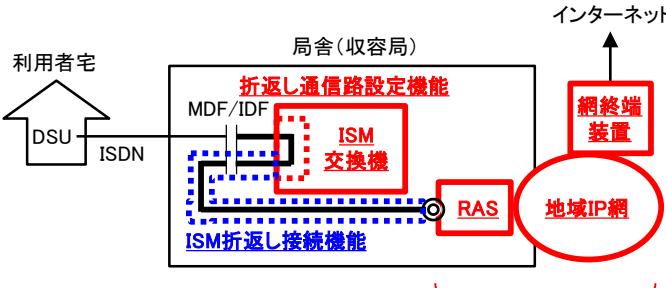
② 利用のない機能の廃止

- 令和5年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更(令和5年1月20日諮詢、3月24日答申・認可)において、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がない状態にあり、将来的な利用意向がないことも確認された機能(NTT東日本・西日本の利用部門のみが利用する機能を含む。)について、3条許可を受けて接続料を設定しない取扱い等を行った。

(※1)当該変更に際して情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集及び再意見募集では、当該取扱いに係る関係事業者等の意見はなかった。

- これら機能について省令上法定機能から削除するとともに、これに伴い不要となった標準的な接続箇所及び接続会計の費用区分を削除する。また、何ら法定機能が設定されないこととなるNTT東日本・西日本の「地域IP網」の交換等設備を第一種指定電気通信設備の範囲から除外する。

<廃止する機能>

名称	機能の概要	利用イメージ	利用状況
特別帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR))	FTTR方式(局舎からき線点付近(上部区間)は光ファイバ、き線点付近から利用者宅まで(下部区間)はメタル回線を用いる方式)によるインターネットサービスの提供のため、 <u>下部回線に用いるメタル回線のみ</u> を利用する接続機能 ※接続料規則改正(平成22年1月8日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> 接続事業者による利用は平成23年度末まで。 利用部門の利用なし。
折返し通信路設定機能(ISM折返し)	ISDNを用いたインターネットサービスの提供のため、局舎に設置されたISM交換機において、データ通信に用いる回線(折返し接続回線)を識別して通信路を設定する接続機能 ※接続料規則制定(平成12年11月16日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> 接続事業者による利用は平成26年9月まで。 利用部門の利用あり。
特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能(地域IP網の収容局接続)	NTT東日本・西日本のフレッツADSL・ISDNの提供に用いられる <u>地域IP網</u> について、収容局の接続用装置(RAS)経由で利用する接続機能 ※接続料規則改正(平成13年4月6日)によりアンバンドル ※地域IP網の中継局接続機能については、平成25年5月接続料改定によりアンバンドル機能から削除。		<ul style="list-style-type: none"> アンバンドル以降現在まで、接続事業者による利用なし。 利用部門の利用あり。

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案【一種接続料規則】

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一 端末回線伝送機能	(略)	
	特別帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。)
	(略)	
	(略)	
(略)		
三 削除 拆返し通信路設定機能	端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に収容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能	Iインターフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備
(略)		
六 の 二 ルーティング伝送機能	(略)	
	特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能
(略)		

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備の
- ✓ 端末回線伝送機能のうち「特別帯域透過端末回線伝送機能」(ドライカッパのサブアンバンドル) 及び
- ✓ 「折返し通信路設定機能」(ISM折返し)
- ✓ ルーティング伝送機能のうち「特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能」(地域IP網の収容局接続) を法定機能から削除し、接続料の設定義務を解除。

(※1) 削除に伴い、削除する法定機能の接続料の設定方法等に関する規定を削除(第17条及び第17条の2の一部改正)するとともに、法定機能の名称を整理(第4条の表の一部改正。特別帯域透過端末回線伝送機能との関係で「一般帯域透過端末回線伝送機能」と呼称していた機能(ドライカッパ)について、「帯域透過端末回線伝送機能」に変更)。なお、これに伴う用語の整理を平成13年総務省告示第395号(電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件)において行う(諮問対象外)。

(参考)アンバンドルの考え方

- アンバンドルは、第一種指定設備設置事業者に過度の経済的負担を与えることとならないよう留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないのが基本的な考え方とされている。
- この点、これら機能を継続的にアンバンドルすることは、第一種指定設備設置事業者に過度の経済的負担を与えるものではなく、また、少なくとも現時点においては技術的にも可能であるが、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がなく、将来的な利用意向がないことも確認されたことから、他事業者の要望がないものと認められ、アンバンドルを解除するものである。

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案 【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 (略)

二 削除 第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所

三・四 (略)

五 削除 第一種指定市内交換局に設置されるインターフェース加入者モジュール(主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。)における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

六～十二 (略)

告示改正案 【一種指定告示】

次に掲げる電気通信設備であって、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であって、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの

一 (略)

二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備 <注:固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備(第一種指定端末系交換等設備)> (デジタル加入者回線アクセス多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置及び特定のパケットを識別する機能を提供しないルータ(第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータを除く。)を除く。)

三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備 <注:固定端末系伝送路設備を直接収容するもの以外の交換等設備(第一種指定中継系交換等設備)> であって、次に掲げるもの

イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの(ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行ふものに限る。)

ロ・ハ (略)

四～七 (略)

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備の標準的な接続箇所(技術的条件を適正かつ明確に定めるべき接続箇所(法第33条第4項第1号イ))のうち、
 - ✓ 専ら接続事業者がドライカッパのサブアンバンドルを利用するため設定されていたもの(第2号) 及び
 - ✓ 専ら接続事業者がISM折返しを利用するため設定されていたもの(第5号) を削除する。

(※1)「き線点」とは、地下ケーブルと架空ケーブルの接続点をいう。

規定の趣旨

- NTT東日本・西日本の地域IP網を構成する交換等設備は、収容局接続のアンバンドル削除により法定機能が何ら設定されなくなるほか、NTT東日本・西日本の利用部門による利用についても「フレッツ・ADSL」及び「フレッツ・ISDN」の提供終了が公表(※2、3)されるなど、他事業者の事業展開・利用者利便の確保の観点から不可欠とは考えられない。

- よって、第一種指定電気通信設備の範囲から、地域IP網を構成する交換等設備、すなわち改正前の一種接続料規則における「特別第一種指定ルータ」(※4)を除外する(地域IP網を構成する伝送路設備については全てNGN等と共に用されており、指定を解除しない。)。

(※2) フレッツ・ADSLは令和5年7月31日新規申込受付終了、令和8年7月31日提供終了。「『フレッツ・ADSL』のサービス提供終了日および新規申込受付終了日等について」(令和5年4月21日NTT東日本・西日本報道発表)で公表。

(※3) フレッツ・ISDNは令和6年度末新規申込受付終了、令和8年1月31日提供終了。「『フレッツ・ISDN』のサービス提供終了日および新規申込受付終了日等について」(令和5年7月28日NTT東日本・西日本報道発表)で公表。

(※4) 併せて、一種接続料規則から特別第一種指定ルータ等の定義を削除(一種接続料規則第2条第2項第7号及び第8号)。

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案 【一種接続会計規則】

別表第2[第6条・第8条] 接続会計財務諸表様式
様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計	第一種指定設備	特別第一種指定設備	(略)												
(資産区分略)															

※同表様式第4(設備区分別費用明細表)及び別表第1勘定科目表についても同様に改正

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備接続会計における設備区分のうち、削除する法定機能の接続料算定に用いていた設備区分等
 - ✓ 折返し通信路設定機能に係る設備 (ISM折返し関係)
 - ✓ 端末系交換等設備及び中継系交換等設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)(地域IP網の収容局接続関係)
- を削除する。(ドライカッパのサブアンバンドルに関して設定されていた設備区分はない。)
- なお、この削除に関わらず、配賦基準等が変更されることを想定しておらず、引き続き接続会計上適正に資産及び費用は区分されるため、他の法定機能の接続料算定に影響を及ぼさない。

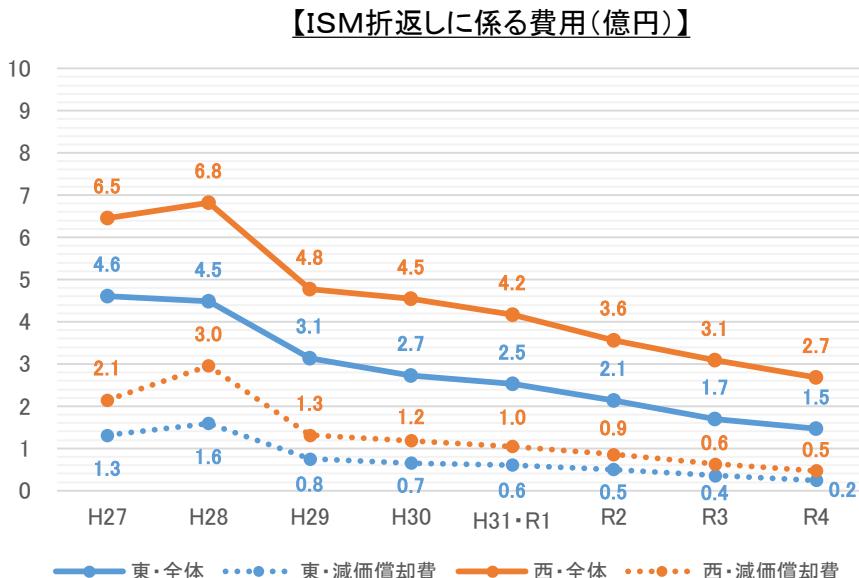
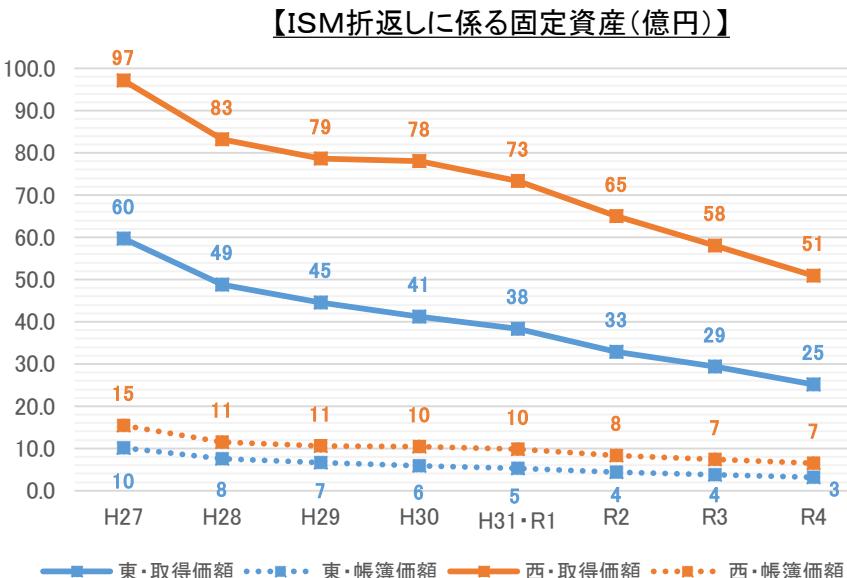
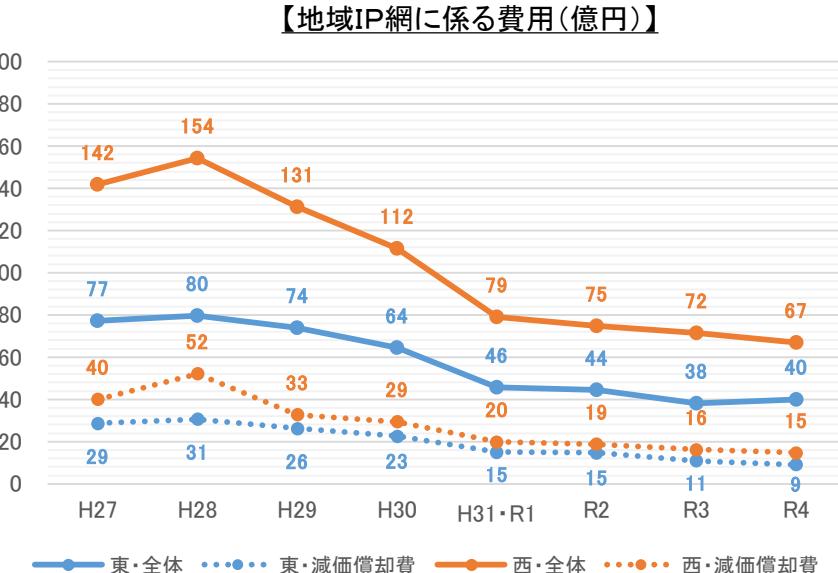
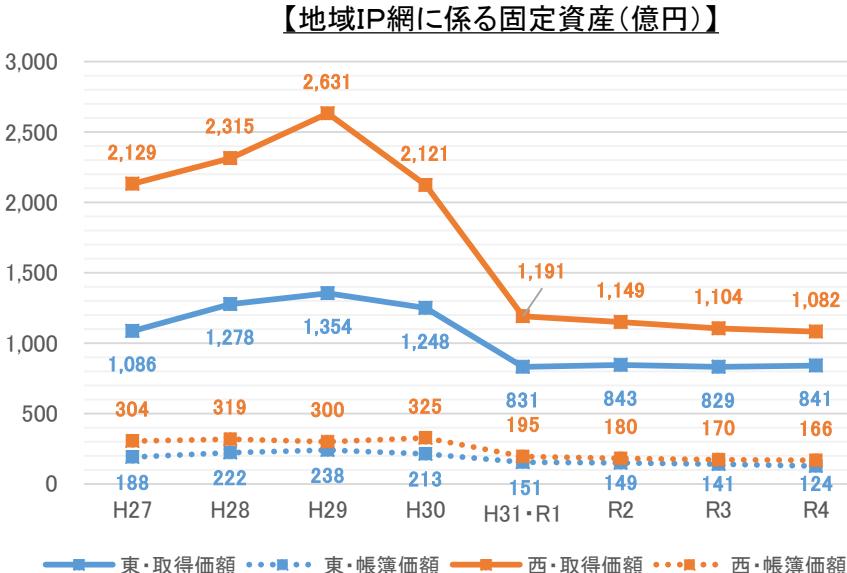
(参考)一種接続会計

- 第一種指定電気通信設備の接続会計では、指定設備設置事業者の資産・費用・収益を指定設備管理部門と指定設備利用部門に区分して整理し、指定設備管理部門と指定設備利用部門との間で、指定設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内(振替)取引を擬制する。
- これにより、接続料の算定のための原価測定機能を有するとともに、指定設備管理部門と指定設備利用部門双方の損益状況を明らかにすることにより、内部相互補助のモニタリング機能を有するものである。

電気通信事業損益



(参考) 削除する設備区分に係る直近の資産・費用



- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)において見直しを求められている条項をはじめとして、接続・卸関連規制において事業者に求めている事項について、デジタル技術の進展等を踏まえた見直しを行う。

省令改正案 【施行規則】

(認可接続約款等の公表)

第23条の8 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

※第二種指定電気通信設備制度における届け出た接続約款の公表(法第34条第5項)について準用される(施行規則第23条の9の6)。

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第25条の7の2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、前条第四号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件(同号(イを除く。)に掲げる事項に限る。)について契約約款を定め、公表しているものを総務大臣に届け出ることができる。(後略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

省令改正案 【一種接続会計規則】※二種接続会計規則についても同様に改正

(接続会計報告書等の公表等)

第10条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書(以下「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所(商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。)に備え置き接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、その写しを公表しなければならない。五年を経過するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過するまでの間、行わなければならぬ。事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業²²上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。

規定の趣旨

- 現在は、
 - ✓ 指定電気通信設備の接続約款の公表(義務) 及び
 - ✓ 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する契約約款の公表(任意)
- は、営業所その他の事業所及びインターネット(指定設備設置事業者のウェブサイト)において行われている。
- また、指定電気通信設備の接続会計報告書等については、営業所での備え付け及び刊行物の発行等の方法による公表を義務づけている(現在、指定設備設置事業者においてはインターネットにおいても公表)。
- これら約款等については、広く電気通信事業者(指定電気通信設備と接続する事業者のみならず、将来的に接続する電気通信事業者等を含む。)に周知されていることが重要であるものの、その趣旨及び指定設備設置事業者の業務の効率化等の観点を踏まえれば、インターネットにおける公表が行われれば、必要かつ十分(※1)と考えられる。
- よって、これら約款等の公表をインターネットの利用によることとし、その他の規定を削除する(※2)。

(※1) 実際、指定設備設置事業者各社(計8社)によれば、営業所等における閲覧回数については、一部の事業者は記録していないため確認が難しいものの、営業所等における閲覧に關係する問合せについては、いざれの事業者も、少なくとも直近の数年において無いと認識しているとのことである。

(※2) 接続会計報告書の様式においては、報告書を公衆の縦覧に供する場所を記載させているが、接続会計報告書の提出を受けた総務大臣が接続会計報告書の公表場所を確認できるようにする必要があるため、今後は公表を行うウェブサイトのアドレスを記載することとする。

(5) その他所要の規定整備

① 所要の規定整備

- 特定卸電気通信役務に関する協議命令の申立てについて、総合通信局長等を経由して行うこととする(施行規則第69条第1項)。([諮詢対象外](#))
- 第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表について、インターネットを利用して行うこととする(施行規則第40条の4の3第2項)。
- その他表現の適正化等(施行規則様式第19の2、一種接続会計規則第2条第2項・第6条第2項)。

② 施行日・経過措置等

附則案

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第一種指定電気通信接続料規則第四条の表二の項の改正規定、第四条、第五条及び第七条の規定は、令和六年三月一日に施行する。

(準備行為)

第2条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「新規則」という。)の施行の際現に電気通信事業法(以下「法」という。)第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更是、この省令の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日がこの省令の施行後となる場合において、この省令の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

(経過措置)

第3条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定(第十条の規定を除く。)は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

2 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定(第十条の規定を除く。)は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

3 **この省令の施行の日の属する事業年度に係る日本電信電話株式会社等に関する法律附則第十六条第一項の規定による金銭の交付については、この省令による改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の規定にかかわらず²⁶お従前の例による。**

規定の趣旨

- 本省令案の施行日について、
 - ✓ 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直しにおいて、優先接続機能を法定機能から削除する規定については、令和6年3月1日
 - ✓ それ以外の規定については、公布の日とする(附則第1条)。
- 本省令案による改正を反映した第一種指定電気通信設備の接続約款の変更の認可申請については令和6年1月目途に実施されることが想定されるため、施行日前であっても認可申請を行うことができるようすることとする(附則第2条)。
- また、一種接続会計規則・二種接続会計規則の改正について、この省令の施行の日以後終了する事業年度(=令和5年4月1日から開始する事業年度)に係る接続会計財務諸表等から適用する(附則第3条第1項・第2項)。
 - (※1)接続会計報告書等の公表方法については、公布の日から(現に公表している全ての接続会計報告書等について)見直しが適用される。
 - (※2)その他、東西均一接続料に係る東西交付金についても、所要の経過措置を規定(附則第3条第3項)。

スケジュール

令和5年9月	10月	11月	令和5年12月 ～令和6年3月
<p>情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会</p> <p>9/19(火) 諮問</p> <p>9/20(水)～10/19(木) 意見募集</p>	<p>10月</p> <p>10/26(木)～11/8(水) 再意見募集<small>(接続に係る諮問事項のみ)</small></p>	<p>11月</p> <p>11月中旬 接続委員会 答申(予定)</p>	<p>答申を頂いた後、 速やかに制定・公布</p> <p>11/22(水) 答申(予定)</p> <p>公布日 一部施行</p> <p>3/1(金) 全部施行</p>

(参考)接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

(1)第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し関係

- 第68回会合(令和5年2月20日(月)) 論点提示
- 第70回会合(令和5年3月30日(木)) NTT東日本・西日本からヒアリング
- 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 論点整理

(参考) 令和5年5月22日(月) NTT東日本・西日本による接続約款の変更認可申請(本件に係る3条許可を含む。)

令和5年5月26日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会に諮問(5月27日(土)～6月26日(月)意見募集、6月29日(木)～7月12日(水)再意見募集)

令和5年7月21日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会より答申・同日総務省において認可

(2)第二種指定電気通信設備の接続料に係る算定根拠等の見直し関係

- 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 論点提示
- 第72回会合(令和5年5月9日(火)) NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及びMVNO委員会からヒアリング
- 第73回会合(令和5年5月30日(火)) MNO各社の現状整理
- 第74回会合(令和5年6月13日(火)) 方針整理

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに電気通信事業法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総務大臣 鈴木 淳司

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 削除

〔三・四 略〕

五 削除

〔六・十二 略〕

〔2・3 略〕
認可接続約款等の公表

第二十三条の八 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第二十五条の七の二 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)

第四十条の四の三 〔略〕

2 法第八百八条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(申請等の方法)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

〔一・十四 略〕

十五 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項又は法第三十八条第一項の申立て

〔十六・三十四 略〕

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 〔同上〕

〔一 同上〕

二 第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所

〔三・四 同上〕

五 〔六・十二 同上〕

（認可接続約款等の公表）

第二十三条の八 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第二十五条の七の二 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)

第四十条の四の三 〔同上〕

2 法第八百八条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(申請等の方法)

第六十九条 〔同上〕

〔同上〕

十五 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て

〔十六・三十四 同上〕

〔△ 監〕

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

〔1 略〕

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

〔表略〕

〔注1～8 略〕

9 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

10 「略」
11 様式第17の4の9表1 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率) 及び表2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率) について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

9 「同左」
〔新設〕

〔注1～8 同左〕

〔表同左〕

〔△ 監〕
様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

〔1 同左〕

2 〔同左〕

〔表同左〕

〔注1～8 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 の 2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

〔表略〕
〔表略〕
〔注1～6 略〕
7 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注8に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

8 「略」
9 様式第17の4の9表1の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率) について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられ

7 「同左」
〔新設〕

〔新設〕

る場合は、それを踏まえて注8に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込ね。

[2の3～4 略]

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

[表略]

[表略]

[注1～10 略]

「需要の算定方法等の詳細」の8. の欄には、注12に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[12 略]

13 様式第17の4の9表1 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率) 及び表2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率)について、需要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注12に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「需要の算定方法等の詳細」の8. の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

[表略]

[注1～4 略]

5 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、注6に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[6 略]

7 様式第17の4の9表1の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率)について、需要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注6に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

[1の3～3 略]

[2の3～4 同左]

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 [同左]

[表同左]

[表同左]

[注1～10 同左]

[新設]

11 [同左]
[新設]

1の2 [同左]
[表同左]

[注1～4 同左]

[新設]

[1の3～3 同左]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度　自　年　月　日
至　年　月　日

- 〔1〕略
2 データ伝送役務
〔表略〕

〔注1～8 略〕

9 予測値の具体的な計算式等の欄には、資産区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

- 10 〔略〕
11 様式第17の4の9表1（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率）、表1の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率）及び表2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率）について、利潤の「乖離が生じた理由」が正味固定資産に係る場合であり、一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

様式第17の4の10（第23条の9の3関係）

- 1 データ伝送交換機能の接続料原価抽出の手順

〔表略〕

注1 ステップ1、ステップ2及びステップ3における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定すること。

2 備考欄に、各ステップにおける費用の抽出に係る手順や考え方について、前事業年度から変化の有無及び変化が生じた場合はその理由を記載すること。

- 〔2の1・2の2 略〕
様式第19の2（第25条の9関係）

特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

〔略〕

当事者の氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）及び住所	
〔略〕	

様式第17の4の10（第23条の9の3関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度　自　年　月　日
至　年　月　日

- 〔1〕同左
2 「表同左」
〔表同左〕

〔注1～8 同左〕
〔新設〕

様式第17の4の10（第23条の9の3関係）

- 1 〔同左〕

〔表同左〕

注 ステップ1、ステップ2及びステップ3における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

〔2の1・2の2 同左〕
様式第19の2（第25条の9関係）

特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

〔同左〕

当事者の氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	
〔同左〕	

	[注 略]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[注 同左]

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第二条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

(用語)

改 正 前

第一条 【略】

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一～四 略」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（閥門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備、接続料規則第二条第二項第一号の三に規定する第一種指定ワイヤレス固定電話用設備（固定端末系伝送路設備であるものを除く。）並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

【六・七 略】

（勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書）

第六条 【略】

2 前項の接続会計財務諸表を作成するに当たっては、別表第一の勘定科目の項に属する資産又は費用の項目のうち、光信号の伝送に係るものについては、都道府県の区域）とに区分して会計を整理しなければならない。

【3・4 略】

（接続会計報告書等の公表等）

第十条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書（以下「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後四月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用する」とにより、その写しを公表しなければならない。

3 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公表しないことがやれる。

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

科 目	勘 定 科 目 表
資 産	資 産
1 電気通信事業固定	

第二条 【同上】

「一～四 同上」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（閥門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

【六・七 同上】

（勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書）

第六条 【同上】

2 前項の接続会計財務諸表を作成するに当たっては、別表第一の勘定科目の項に属する資産又は費用の項目のうち、光信号の伝送に係るものについては、法第三十三条规定の総務省令で定める区域）とに区分して会計を整理しなければならない。

【3・4 同上】

（接続会計報告書等の公表等）

第十条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書（以下「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。）に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公衆の縦覧に供しない」と又は公表しないことができる。

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

科 目	勘 定 科 目 表
資 産	資 産
1 電気通信事業固定	

第一種指定設備管理部門	
(1)有形固定資産	
資産	第一種指定設備管理部門
1	一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット 識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ S I P サーバ セッションボーダコントローラ E NUMサーバ I P 電話用D N S サーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット 識別機能に係るものに除く。） 網終端装置（I P—V P N サービスに係る もの） 網終端装置（インターネット接続サービス に係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を 有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を 有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有す るルータを含む。） 伝送路 (何)
2	特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るも の） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の 提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務 提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務 提供に用いられるもの）

の提供に用いられるもの)	
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送機能に係るもの）
中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
信号網設備 番号案内デバイス及び番号案内設備	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）
専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置	信号網設備 番号案内デバイス及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置

車両及び船舶	車両及び船舶
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
休止設備	休止設備
建設仮勘定	建設仮勘定
第一種指定設備利用部門	第一種指定設備利用部門
支援設備（補助部門）	〔略〕
全般管理（補助部門）	〔略〕

車両及び船舶	車両及び船舶
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
休止設備	休止設備
建設仮勘定	建設仮勘定
第一種指定設備利用部門	〔同左〕
支援設備（補助部門）	〔同左〕
全般管理（補助部門）	〔同左〕

〔略〕

費
當業費用

〔表略〕

收
當業收益

〔表略〕

〔(注) 略〕

〔同左〕

費
當業費用

〔表同左〕

收
當業收益

〔表同左〕

〔(注) 同左〕

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

〔様式第1・様式第2 略〕

様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

〔様式第1・様式第2 同左〕

様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

第一種 指定設備管理部門計	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
特別第一種指定設備	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
番号案内データベース及び番号案内設備	中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
「略」	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
「略」	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
第一種 指定設備管理部門計	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)

第一種 指定設備管理部門計	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
特別第一種指定設備	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
番号案内データベース及び番号案内設備	中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
「略」	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
「略」	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
「同左」	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
第一種 指定設備管理部門計	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)

公衆電話機械設備	[略]	[同左]					
市外機械設備	[略]	[同左]					
市内機械設備	[略]	[同左]					
電報機械設備	[略]	[同左]					
機械設備							
伝送機械設備	[略]	[同左]					
無線機械設備	[略]	[同左]					
電力設備	[略]	[同左]					
電話番号案内設備	[略]	[同左]					
監視設備	[略]	[同左]					
(何)	[略]	[同左]					
空中線設備	[略]	[同左]					
通信衛星設備	[略]	[同左]					

端 末 設 備	[略]	[同左]
市 内 線 路 設 備	[略]	[同左]
市 外 線 路 設 備	[略]	[同左]
土 木 設 備	[略]	[同左]
海 底 線 設 備	[略]	[同左]
建 物	[略]	[同左]
構 築 物	[略]	[同左]
機 械 及 び 裝 置	[略]	[同左]
車 両 及 び 船 舶	[略]	[同左]
工具、器具及び備品	[略]	[同左]
休 止 設 備	[略]	[同左]
土 地	[略]	[同左]

建 設 仮 勘 定	[略]
無 形 固 定 資 産	[略]
設備区分ごとの固定資産合計	[略]
〔注〕	略

建 設 仮 勘 定	[同左]
無 形 固 定 資 産	[同左]
設備区分ごとの固定資産合計	[同左]
〔注〕	同左

〔様式第3の2 様式第4 設備区分別費用明細表	(単位 円)
-------------------------	--------

〔様式第3の2 同左〕	(単位 円)
-------------	--------

當 業 費 う ち 貸 損 失	第一種指定設備管理部門計	
	【略】	特別第一種指定設備
	【略】	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
	【略】	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備傳播伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
	【略】	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
	【略】	番号案内データベース及び番号案内設備
	【略】	【略】
	【略】	【略】

當 業 費 う ち 貸 損 失	第一種指定設備管理部門計	
	【同左】	特別第一種指定設備
	【同左】	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
	【同左】	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備傳播伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
	【同左】	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
	【同左】	番号案内データベース及び番号案内設備
	【同左】	折返し通信路設定機能に係る設備
	【同左】	【同左】

運用費	
施設費	保全費
共通費	管理費
試験研究費及び研究費償却	
減価償却費	
固定資産除却費	
（注）うち 通信設備使用料	損益
通信税	公用課
合計	
(単位 %)	
直課	
活動基準属	賦
配	
〔注〕略	
〔様式第4の2 略〕	
別表第三〔第6条・第10条〕	
接続会計報告書	
〔略〕	
会社名	
代表者の役職氏名	
本店の所在の場所	
電話番号	
連絡者	
接続会計報告書の公表を行うウェブサイトのアドレス	
〔同左〕	
〔同左〕	
会社名	
代表者の役職氏名	
本店の所在の場所	
電話番号	
連絡者	
接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所名称	
所在地	
〔同左〕	

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線をせした標記部分を塗り全体にせした傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改 正 後

(用語)

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

七
〔一・六の三 略〕

八 削除

〔九・十五 略〕

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

〔略〕
対 象 設 備

機 能
の 区 分

一 端 末 回 線
機 能

回 線 伝 送 機 能
端 末 回 線 透 過

第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能へ分割した帶域の一部のみを利用して伝送するもののみを除く。）

〔略〕
対 象 設 備

改 正 前

(用語)

第一条 「同上」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

七
〔一・六の三 同上〕

八 特別第一種指定ルータ 第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。

〔九・十五 同上〕

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 「同上」

〔九・十五 同上〕

機 能
の 区 分

一 端 末 回 線
機 能

端 末 回 線 伝 送

機 能

第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能へ分割した帶域の一部のみを利用して伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）

〔同上〕
対 象 設 備

六の二 ルート ティング 伝送 機能	〔略〕	三 削除	二 端末系交換機能 信号制御交換	〔略〕
一般県間中継 系ルータ交換 伝送機能	〔略〕	〔略〕	第一種指定加入者交換機に おいて特定の電気通信番号 を識別し、信号用伝送路設 備を介して伝送される信号 により当該第一種指定加入 者交換機を制御する機能	〔略〕
第一種指定県間中継系ルータ 設備等（関門系ルータ以 外の一般第一種指定県間中 継ルータ、一般第一種指定 県間中継ルータと一般第 一種指定県間に指定され る第一種指定中継ルータと 一般第一種指定中継ルータ との間）	第一種指定県間中継系ル ータ設備等	〔略〕		〔略〕
第一種指定県間中継系ル ータ設備等	〔略〕	〔略〕		〔略〕

六の二 ルート ティング 伝 送 機能	〔同上〕	三 折返し通信路設定機能	二 端末系交換機能 信号制御交換	〔同上〕
一般県間中継 系ルータ交換 伝送機能	〔同上〕	〔同上〕	第一種指定加入者交換機に おいて特定の電気通信番号 を識別し、信号用伝送路設 備を介して伝送される信号 により当該第一種指定加入 者交換機を制御する機能	〔同上〕
第一種指定県間中継系ル ータ設備等（関門系ルータ以 外の一般第一種指定県間中 継ルータ、一般第一種指定 県間中継ルータと一般第 一種指定中継ルータとの間）	第一種指定県間中継系ル ータ設備等	端末系伝送路設備を識別す るための電気通信番号によ り、第一種指定加入者交換 機に収容されている特定の 端末系伝送路設備を識別し て、当該端末系伝送路設備 への通信路の設定を行う機 能	電気通信事業者の電気通信 設備を識別する電気通信番 号を第一種指定加入者交換 機に登録し、当該第一種指 定加入者交換機により、加 入者回線ごとにあらかじめ 指定された電気通信事業者 の電気通信設備に優先的に 接続するために、その登録 した電気通信番号を識別す る機能	〔同上〕
第一種指定県間中継系ル ータ設備等	〔同上〕	I インタフェース加入者 モジュール又はこれに相 当する設備		〔同上〕

間中継系伝送路設備及び閑
門系ルータ以外の一般第一
種指定中継ルータ又は第一
種指定県間中継ルータと閑
門系ルータとの間に設置さ
れる第一種指定県間中継系
伝送路設備をいう。以下同
じ。)により通信の交換及
び伝送を行う機能(特定の
パケットについて優先的に
通信の交換又は伝送を行
う機能を含む。)

<p>〔略〕</p> <p>〔自己資本費用〕</p> <p>第十二条 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p>	$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \left[\frac{\text{主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{商品の平均金利}} - \frac{\text{リスクの低い金融商品の平均金利}}{\text{商品の平均金利}} \right]$
--	--

<p>〔2 同上〕</p> <p>〔自己資本費用〕</p> <p>第十二条 〔同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合(対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。)においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p>	$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \left[\frac{\text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{商品の平均金利}} - \frac{\text{リスクの低い金融商品の平均金利}}{\text{商品の平均金利}} \right]$
--	---

<p>〔端末系交換機能等の接続料〕</p> <p>第十五条 第四条の表二の項の機能(メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能</p>	<p>に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備及び閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ又は第一種指定県間中継ルータと閑門系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備をいう。以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う機能(特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。)</p>
---	--

能に限る。) 及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 略〕

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項の機能 (帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。) 、三の二の項の機能 三の三の項の機能、六の項の機能 (一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。) 及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能及び七の項の機能については、回線容量にあっては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあっては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項の機能 (帯域透過端末回線伝送機能に限る。) の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 第四条の表一の項の帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備 (アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。) に係る原価及び利潤の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。

〔削る〕

〔削る〕

及び優先接続機能に限る。) 及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 同上〕

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項の機能 (帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。) 、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能 (一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。) 六の二の項の特別収容ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあっては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあっては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項の機能 (一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。) の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 第四条の表一の項の一般帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備 (アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。) に係る原価及び利潤の総額 (特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。) を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数 (特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。) で除して得た額をもつて設定するものとする。

3 第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額 (特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。) を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数 (特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。) で除して得た額をもつて設定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数 (特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。) が零である場合にあっては、第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額 (き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものに限る。) を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数 (特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。) で除して得た額をもつて設定するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正)

第四条 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改 正 後	
(特定接続料)		改 正 前
<p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ボータビリティ機能、加入者交換機及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料とする。</p>		<p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ボータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料とする。</p>

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

「1～14 附 則 略」

15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ボーダビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のもと合算して算定するものとする。

「16・17 附 則 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「1～14 同上」

15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ボーダビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のもと合算して算定するものとする。

「16・17 同上」

（第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第六条 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線）を含む。以下この条において同じ。」を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書)		
第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を含む当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。		
(接続会計報告書及び配賦整理書の提出)		
第九条 事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書（次条において「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。		
[削る]		
(接続会計報告書等の公表等)		
第十条 事業者は、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用するする」とにより、その写しを公表しなければならない。		
2 前項の規定は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。		
3 前二項の規定にかかわらず、事業者は、その事業上の秘密の保持の必要により、接続会計報告書等のうち別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を公表しないことができる。		
別表第四（第5条、第9条及び第10条関係）		
接 続 会 計 報 告 書		
[略]		
会社名		
代表者の役職氏名		
本店の所在の場所		
電話番号		
連絡者		
接続会計報告書の公表を行うウェブサイトのアドレス		
接 続 会 計 報 告 書		
[同左]		
会社名		
代表者の役職氏名		
本店の所在の場所		
電話番号		
連絡者		
接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所の所在地		

[略] 別表第五 役務別固定資産整理表の様式（第5条及び第10条関係）
役務別固定資産整理表

[同左]
[新設]

事業者名
事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日
様式第1 直課及び配賦に係る固定資産価額
(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務					
	音声伝送役務		データ伝送役務		小計	合計
	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額		
電気通信事業固定資産 (帳簿価額)						
有形固定資産						
機械設備						
空中線設備						
通信衛星設備						
端末設備						
市内線路設備						
市外線路設備						
土木設備						
海底線設備						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車両及び船舶						
工具、器具及び備品						
休止設備						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
有形固定資産合計						

無形固定資産合計					
電気通信事業固定資産合計					
様式第2 主要な直課対象の固定資産項目					
主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の固 定資産項目	当該固定資産 (単位：円)	当該固定資産 項目を直課し ている電気通 信業務の別	当該固定資產 項目を直課し ている理由	
有形固定資産					
機械設備					
空中線設備					
通信衛星設備					
端末設備					
市内線路設備					
市外線路設備					
土木設備					
海底線設備					
建物					
構築物					
機械及び装置					
車両及び船舶					
工具、器具及び備 品					
休止設備					
土地					
リース資産					
建設仮勘定					
無形固定資産					

(記載上の注意)

- 1 「主要な直課対象の固定資産項目」の欄には、各固定資産について具体的な内容が分かること。
- 2 「当該固定資産項目を直課している電気通信業務の別」の欄には、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかを記載すること。
- 3 全ての固定資産区分について、本様式及び様式第3の各欄に記載する主要な固定資産項目の価額の合計額が、当該主要な固定資産項目が構成する固定資産区分全体の三分の二以上となるようにすること。
- 4 様式第3 主要な配賦対象の固定資産項目

主要な配賦 対象の固定 資産項目	当該固定資 産項目の価 額 (単位 : 円)	当該固定資 産項目の配 賦基準	当該配賦基 準の具体的 な比率	当該配賦基 準を採用す る理由等
有形固定資産				
機械設備				
空中線設備				
通信衛星設備				
端末設備				
市内線路設備				
市外線路設備				
土木設備				
海底線設備				
建物				
構築物				
機械及び装置				
車両及び船舶				
工具、器具及 び備品				
休止設備				
土地				
リース資産				
建設仮勘定				
無形固定資産				

(記載上の注意)

- 1 「主要な配賦対象の固定資産項目」の欄には、各固定資産について具体的な内容が分かることに個別に列挙すること。
- 2 「当該配賦基準を採用する理由等」の欄には、当該配賦基準を採用する理由、当該配賦基準の定義及び具体的な計算方法の詳細を記載すること。
- 3 全ての固定資産区分について、様式第2及び本様式の各欄に記載する主要な固定資産項目の価額の合計額が、当該主要な固定資産項目が構成する固定資産区分全体の三分の二以上となるようにすること。

別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式（第5条及び第10条関係）

移動電気通信役務費用整理表

事業者名

事業年度 自 年 月 日

[新設]

様式第1 直課及び配賦に係る費用項目
至 年 月 日
(単位 円)

役務の種類	音声伝送役務		移動電気通信役務		合計	
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	
施設保全費						
減価償却費						

様式第2 主要な直課対象の費用項目

主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目を直課してい る電気通信役務の別	当該費用項目を直課してい る理由
施設保全費			
減価償却費			

(記載上の注意)

1 「主要な直課対象の費用項目」の欄には、各費用について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。

2 「当該費用項目を直課している電気通信役務の別」の欄には、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかを記載すること。

3 いづれの費用区分についても、本様式及び様式第3の各欄に記載する主要な費用項目の費用の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分全体の三分の二以上となるようになると。

様式第3 主要な配賦対象の費用項目

主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目の配賦基準の具 体的な比率	当該配賦基準を採用す る理由等
施設保全費			
減価償却費			

(記載上の注意)

1 「主要な配賦対象の費用項目」の欄には、各費用について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。

2 「当該配賦基準を採用する理由等」の欄には、当該配賦基準を採用する理由、当該配賦基準の定義及び具体的な計算方法の詳細を記載すること。

3 いすれの費用区分についても、様式第2及び本様式の各欄に記載する主要な費用項目の費用の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分全体の三分の二以上となるようにすること。

備考 表中の〔〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則
改正後

第七条 新接続料規則第四章及び第五章の規定（第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十二条（第三項ただし書を除く。）、第十三条（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（十二条（第五項を除く。）、第十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）、第十六条並びに第十八条の三の規定に限る。）及び別表第一の第一から別表第五までの規定並びに新平成二十五年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに新平成十七年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第二の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。	第七条 新接続料規則 第十五条第一項 [略]		第七条 新接続料規則 第十五条第一項 [略]		第七条 新接続料規則 第十五条第一項 [同上]		第七条 新接続料規則 第十五条第一項 [同上]	
	新平成十七年 改正省令附則 第十五項	規則第四条の表一の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、番号ボーラビリティ機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	新平成十七年 改正省令附則 第十五項	規則第四条の表二の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	新平成十七年 改正省令附則 第十五項	規則第四条の表二の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	新平成十七年 改正省令附則 第十五項	規則第四条の表二の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能
		規則第四条の表一の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、番号ボーラビリティ機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能		規則第四条の表二の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能		規則第四条の表二の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能		規則第四条の表二の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能
		規則第四条の表一の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、番号ボーラビリティ機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能		規則第四条の表二の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能		規則第四条の表二の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能		規則第四条の表二の項の機能（メタル回線收容機能、信号制御交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項の改正規定、第四条、第五条及び第七条の規定は、令和六年三月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、この省令の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日がこの省令の施行後となる場合において、

この省令の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

(経過措置)

第三条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

2 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

3 この省令の施行の日の属する事業年度に係る日本電信電話株式会社等に関する法律附則第十六条第一項の規定による金銭の交付については、この省令による改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
備考	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号ハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線信号分離装置及び特定のパケットを識別する機能を提供しないルータ（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータを除く。）を除く。）</p> <p>〔三～七 略〕</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号ハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線信号分離装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。）</p> <p>〔三～七 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。		

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第三項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正	後	
第二条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。			
一 通信用建物の概況に関する次の情報			
〔イ(2) 略〕			
本 通信用建物ごとの、帯域透過端末回線伝送機能、帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能であつて通信用建物外に設置される光信号分離装置に終端する光信号用の伝送路設備により通信を伝送するもの若しくはそれ以外のもの又は中継伝送機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）に係る電気通信設備との接続に際して通信用建物に設備を設置している他事業者の数（利用している機能ごとの数を含む。）			
〔ヘタリ 同上〕			
〔一・三 略〕			
備考 表中の「」の記載は注記である。			
	改 正	前	
第二条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。			
一 通信用建物の概況に関する次の情報			
〔イ(2) 同上〕			
本 通信用建物ごとの、一般帯域透過端末回線伝送機能、帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能であつて通信用建物外に設置される光信号分離装置に終端する光信号用の伝送路設備により通信を伝送するもの若しくはそれ以外のもの又は中継伝送機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）に係る電気通信設備との接続に際して通信用建物に設備を設置している他事業者の数（利用している機能ごとの数を含む。）			
〔ヘタリ 同上〕			
〔一・三 略〕			

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の 適用関係に関するガイドライン

平成 14 年 6 月策定
令和 5 年 4〇月最終改定

総務省総合通信基盤局

目 次

1 ガイドラインの目的等	3
(1)ガイドラインの目的	3
(2)ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲	3
1) MNO	3
2) MVNO	4
3) MVNE	4
2 電気通信事業法に係る事項	6
(1)MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続	6
1) 電気通信事業の登録・届出	6
2) 電気通信番号使用計画の認定等	6
(2)MVNOとMNOとの間の関係	6
1) 卸電気通信役務の提供による場合	7
ア 卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律	7
イ 二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律	8
ウ 特定卸電気通信役務の提供に係る規律	9
2) 事業者間接続による場合	12
ア 事業法第32条に基づく一般的規律	13
イ 二種指定事業者の接続に係る規律	17
3) MNO等によるMVNOの兼営	31
4) 市場支配的なMNOに係る規律	32
5) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項	33
ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化	33
イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化	33
ウ 接続等関連情報の取扱い	34
エ ネットワークのふくそう対策	35
オ MVNOによる端末の調達	36
カ 電気通信番号の適切な管理	37
キ 障害情報の提供	38
6) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合	38
ア 法制上の解釈に関する相談	38
イ 意見申出制度	39
ウ 協議が調わなかった場合の手続	39
(3)MVNOと利用者との間の関係	40
1) MVNOと利用者との間の契約関係	40
2) 消費者保護規律	42
(4)その他	44
1) 業務協定の認可の申請	44
2) 通信量等の報告	44
3) 事業開始の届出内容の変更の届出等	44
4) 契約数等の報告	45
ア 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上であるMVNO	45

イ 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVN ○（他のMVNOに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）	45
5) 電気通信番号の使用状況の報告	46
3 電波法に係る事項	47
(1)事業開始の際に必要な手続	47
(2)MVNOとMNOの関係	47
4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）	49
(1)国内ローミング	49
(2)国際ローミング	49
5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO	51
(1)電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行	51
(2)電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行	51
6 見直し	53

1 ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきている。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、移動通信事業者（MNO:Mobile Network Operator）の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するMVNO（Mobile Virtual Network Operator）の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には、MVNOの事業展開やMNO間の接続等に関連する電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）及び電波法（昭和25年法律第131号）の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

(2) ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場してきており、MVNOと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、MVNOとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙し、MVNOの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義（working definition）し、用いることとする（今後、MVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。）。

なお、次の定義に必ずしも該当しないMVNOであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

1) MNO

MNOとは、電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者と定義する。

2) MVNO

MVNOとは、

- ① MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、
- ② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者と定義する^{1,2}。

3) MVNE

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

- ① MVNOの課金システムの構築・運用、MVNOの代理人として行うMNOとの交渉や端末調達、MVNOに対するコンサルティング業務などを行う場合であって、自らが電気通信役務を提供しない場合
- ② 自ら事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のMVNOに卸電気通信役務を提供する等の場合

なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例、MNO及びMVNEとの関係

¹ 例えば、フェムトセル方式の超小型基地局等の免許人等が他者に当該無線局の運用を行わせることを可能とする「無線局の運用の特例」制度（電波法第5章第4節）を活用して、MVNOとしてサービスを提供してきた電気通信事業者が当該無線局の運用を行う場合には、当該電気通信事業者は、本ガイドラインの定義に照らせばMNOに該当することとなる。しかしながら、このような場合であっても、当該電気通信事業者は、当該免許人等の開設した無線局に依存して移動通信サービスを提供することになるため、本ガイドラインでは、このような場合における無線局の免許人等とその無線局の運用を行う電気通信事業者との間の関係を、MNOとMVNOとの間の関係と同様のものとみなして取り扱う。

² なお、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項第19号において、MVNOが提供するサービスとして、「仮想移動電気通信サービス」を「移動端末設備（携帯電話、PHS端末、又は無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、若しくは第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。」と定義している。

の例（いずれもイメージ図）】

⇒ 図1のとおり。

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続

1) 電気通信事業の登録・届出

MVNOは、その事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない³（事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない（事業法施行規則第10条第1項）⁴。

2) 電気通信番号使用計画の認定等

MVNOは、その事業を営もうとする場合、電気通信番号⁵を使用して電気通信役務を提供することになることから、事業法及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の規定に基づき、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定（MVNOが自ら電気通信番号の指定を受ける場合には、当該電気通信番号の指定を含む。）を受けなければならない（事業法第50条の2第1項及び電気通信番号規則第2章）。

ただし、総務大臣が定める標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）と同一の電気通信番号使用計画を作成する場合には、申請等の手続きを行うことなく、認定を受けたものとみなすことを可能としている（事業法第50条の2第3項）。

(2) MVNOとMNOとの間の関係

MVNOとMNOとの関係について、MNOからMVNOに対する卸電気通信役務

³ その設置する電気通信回線設備が事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していくとも、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

⁴ 当該登録、届出又は変更報告に当たっては事業法施行規則様式第4の「電気通信役務の種類」の欄32の該当箇所に「○」を記入することが必要となる。

⁵ ①電気通信番号規則別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号(020から始まる番号)、②同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号(070、080又は090から始まる番号)、③同表第9号に掲げるIMSI、④同表第11号に掲げる付加的役務識別番号(1XY)及び⑤同表第12号に掲げる緊急通報番号(110、118及び119)が代表的な電気通信番号であり、MNO等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とMVNOが自ら指定を受けて使用する場合がある。

の提供、又はMNOとMVNOとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例（卸電気通信役務の提供による場合、事業者間接続による場合のイメージ図）】

⇒ 図2のとおり。

1) 卸電気通信役務の提供による場合

ア 卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律

MVNOが、MNOから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、MVNOは電気通信事業者であることから、MNOがMVNOに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（事業法第29条第1項第10号）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第6条）。そのため、MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、MNOが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第121条）⁶。MNOが卸電気通信役務の提供に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある⁷（事業法第29条第1項第

⁶ 認定電気通信事業者が電気通信役務の提供を拒むことの出来る正当な理由としては、①天災、事故等により電気通信設備に故障が生じ役務提供が不能となる場合、②申込者が過去に料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合、③その申込みを承諾することにより当該電気通信事業者の利益を不当に害し、又は他の利用者に著しい不便をもたらすおそれがある場合、④正常な企業努力にもかかわらず、速やかに需要に応ずることが出来ない場合等が想定されている。

⁷ 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に障害が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。

総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）

（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）に記載されており、次のような行為がこれに該当する。

（例）

・ MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。

10号)。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

イ 二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律

第二種指定電気通信設備（事業法第34条第1項に基づき、令和元年総務省告示第181号⁸により総務大臣が指定した設備）を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第38条の2第1項に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（当該MNOから事業法施行規則第25条の7に定める卸電気通信役務⁹の提供を受ける者が、当該MNOの特定関係法人¹⁰であるMVNO（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が5万未満のものを除く。）である場合又は当該MNOから当該卸電気通信役務の提供を受ける者がその提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が50万以上のMVNOである場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。）¹¹を総務大臣に届け出なければならない（こ

-
- ・自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。
 - ・MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。

また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。）は、その電気通信業務について、特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第5項）。

⁸ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

⁹ 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は携帯電話若しくはBWAアクセスサービス（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。

¹⁰ 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう（事業法第12条の2第4項第1号）。以下同じ。

¹¹ 具体的には、事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。

れらを変更等するときも同様)¹²。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、報告規則第4条の9に定める卸電気通信役務¹³を当該MNOの特定関係法人であるMVNO（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が50万以上のMVNOに対して、提供する業務を行うときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない（これらを変更等するときも同様）（報告規則第4条の9）。

ウ 特定卸電気通信役務¹⁴の提供に係る規律

（ア） 提供義務

二種指定事業者は、正当な理由がある場合を除き、その業務区域における特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第38条の2第2項）。ここで正当な理由とは、次の①～④に掲げる場合等が想定される。

① 二種指定事業者による電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき

（例）

- ・二種指定事業者がMVNOの特定卸電気通信役務の提供の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該二種指定事業者のHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・二種指定事業者の利用者の個人情報等がMVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・二種指定事業者がMVNOに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者における周波数の不足等¹⁵により当該二種指定事業者の利用者¹⁶への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合¹⁷

¹² 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている（事業法第39条の2）。

¹³ 第二種指定電気通信設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。

¹⁴ 携帯電話、全国BWAアクセスサービス及びセルラーLPWAの卸電気通信役務であり、当該卸電気通信役務に附加的に提供される役務（料金情報、転送電話、国際ローミング等）については除く。

¹⁵ 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する特定卸電気通信役務の提供形態・サービス内容や二種指定事業者の事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

¹⁶ 当該二種指定事業者が周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

¹⁷ 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する二種指定事業者は、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

- ・二種指定事業者が、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、二種指定事業者による適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁸

② 特定卸電気通信役務の提供が二種指定事業者等の利益を不当に害するおそれがあるとき

(例)

- ・二種指定事業者がMVNOに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合
 - ・二種指定事業者がMVNOに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合¹⁹
 - ・MNOとMVNOを兼営する者が二種指定事業者に特定卸電気通信役務の提供を申込む場合であって、当該MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合²⁰
 - ・二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネス²¹を提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務を他のMVNOに提供することにより、当該パートナー企業の知的財産権が侵害されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ③ 特定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

(例)

- ・二種指定事業者が、MVNOに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、

る。

¹⁸ ふくそう対策は、二種指定事業者とMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適當である。そのため、二種指定事業者がMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、二種指定事業者には、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

¹⁹ 二種指定事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

²⁰ 特定卸電気通信役務の提供の申込みを受けた二種指定事業者の利益を不当に害すると認められるためには、特定卸電気通信役務の提供を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

²¹ 電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデルを指す。

信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況)に基づいて、特定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合²²

- ④ 特定卸電気通信役務の提供の申入れに応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であるとき

(例)

- ・ MVNOが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために二種指定事業者側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ 二種指定事業者が、MVNOが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、特定卸電気通信役務の提供に係る最低契約期間の設定や期間内契約解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合²³

(イ) 情報提示義務

特定卸電気通信役務を提供する二種指定事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れをMVNOから受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをしたMVNOの負担すべき金額その他の提供条件について提示をする時までに、当該申入れをしたMVNOから、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない²⁴
(事業法第38条の2第3項)。

²² 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

²³ 最低契約期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、契約期間の設定や違約金の預入れを求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として、次に掲げる事項を提示するものとする（事業法施行規則第25条の7の6第1項）。

- ・接続料相当額

二種指定事業者が、特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を事業者間接続により提供しようとする場合に当該二種指定事業者が取得すべき金額に相当する額であって、当該特定卸電気通信役務の料金と同一の単位で算定するもの。

- ・特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

また、正当な理由とは次の①及び②に掲げる場合が想定される。なお、二種指定事業者がこれに違反した場合は、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第38条の2第4項）。

① 提示することによって二種指定事業者の競争上の利益が不当に害されるおそれがある情報の提示を求められたとき

（例）

- ・二種指定事業者と特定卸電気通信役務の提供を受ける者との間で締結された秘密保持契約によって保護されている情報であって、当該特定卸電気通信役務の提供を受ける者に固有の情報であることが明らかであるものの提示をMVNOから求められた場合
- ・二種指定事業者が自社の利用者（卸電気通信役務の利用者を除く。）向けに提供するサービスを設計する上で用いる営業上の秘密であって、プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報に該当することが明らかな情報の提示をMVNOから求められた場合
- ・二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネスを提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務の接続料相当額の提示をMVNOから求められた場合

② 特定卸電気通信役務のうち、原価情報を提示することが困難であると考えられるものについて接続料相当額の提示を求められたとき

（例）

- ・特定卸電気通信役務の一部を構成する役務であって、その原価情報を抽出することが困難である役務（緊急通報、優先電話及び発信者番号通知等）について接続料相当額の提示をMVNOから求められた場合

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

MVNOは、その電気通信設備をMNO及び固定通信事業者を含む複数の事業者（以下「MNO等」という。）の電気通信回線設備²⁵と接続して電気通信役務を提供することが可能である。この場合、MNO等は、MVNOからその電気通信設備をMNO等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第32条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってMVNOが取得する情報²⁶その他の接続条件については、まずはMVNOにおいて提示すべきものであり、MNOはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）

（例）

- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理

²⁵ 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備」（事業法第9条）を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電気的な手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやマルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

²⁶ 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

① 接続形態の例

- ・OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続（例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るために、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。）
- ・MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態（この場合、MVNEは電気通信事業者となる。）

② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

- ・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報
- ・主にHLR（Home Location Register：端末位置登録等の機能を持つ設備）などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報
- ・主にCDR（Call Detail Record：通話明細情報）などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報
- ・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報

的な理由が存在する場合

- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等²⁷により当該MNOの利用者²⁸への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合²⁹
- ・MNOが、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合³⁰

(2) 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第32条第2号）

(例)

- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOの社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合³¹
- ・MNOとMVNOを兼営する者が他のMNOに接続を申込む場合であって、当該MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合³²

(3) 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第1号）

(例)

- ・MNOが、MVNOに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根

²⁷ 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

²⁸ 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

²⁹ 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOは、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

³⁰ ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適當である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

³¹ 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

³² 接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害すると認められるためには、接続を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であつて、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合³³

- ④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号）

（例）

- ・ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ MNOが、MVNOが申し込んだ接続形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、最低接続期間の設定や期間内接続解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合³⁴

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、MVNOとMNOとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない³⁵。

また、MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

³³ 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、MNOはMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

³⁴ 最低接続期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、接続期間の設定や違約金の預入れを求める際には、MNOはMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

³⁵ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1 裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンデューザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

(イ) 利用者料金の設定権の帰属

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、MVNOが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、MVNO及びMNOが分担して各自利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる³⁶。

(ウ) 接続料の課金方式

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、MNOが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位の課金方式を採用することも可能であり、まずはMVNOが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる³⁷。

(エ) 接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、二種接続料規則及び本ガイドラインに示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当である。

(オ) 接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観

³⁶ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2 裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）

（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

³⁷ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3 裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）

（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となつた場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようになることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することになった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となつた場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客觀性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

（力）接続を円滑に行うために必要な事項の提供

接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

（ア）接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的な内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から様式第17の4の7まで、様式第17の4の9、様式第17の4の10（二種接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合には、様式

第17の4の2から様式第17の4の10まで)³⁸及び平成29年総務省告示第37号³⁹に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

第二種指定電気通信設備との接続協定は、事業法第34条第4項に基づき、当該接続約款によらなければ締結することができない。また、二種指定事業者は、事業法第34条第5項に基づき、当該接続約款を公表⁴⁰する義務を負う。

(イ) 標準的接続箇所

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4第1項に規定されている。

なお、同条第2項では、自らの電気通信設備を他の二種指定事業者の電気通信設備と一体的に運用する場合において、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換の全てが当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に代えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされており、当該伝送交換の一部が当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に加えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされているところ、二種指定事業者は、当該伝送交換の状況が分かる書類を添えて総務大臣に対し、伺い出ることを要する。

(ウ) アンバンドル機能等

事業法第34条第3項第1号ロの二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定されている。

ア) 基本的な考え方

二種接続料規則第4条第1項に定める機能について、aのとおり「アンバンドル⁴¹等の判断基準」を定めるとともに、イ)のとおり「アンバンドル機能」

³⁸ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_01.html

³⁹ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

⁴⁰ 接続約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない(事業法施行規則第23条の8)。

⁴¹ 第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。

を定め、ウ) のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配意するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

a アンバンドル等の判断基準

(a) アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、次の要件を満たした場合に設定する。

- ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
- ② アンバンドルすることが技術的に可能であること
- ③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
- ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること⁴²

(b) 開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

b プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

イ) アンバンドル機能

⁴² 具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条第1項の表に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

- ① 音声伝送交換機能
- ② データ伝送交換機能
- ③ 番号ポータビリティ転送機能
- ④ ショートメッセージ伝送交換機能

なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し接続料を定めることは可能であるが⁴³、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、接続約款の変更命令の対象となる可能性がある⁴⁴。

ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。

ウ) 開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」には、次の①から⑥までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 携帯電話のEメール転送機能
- ③ パケット着信機能
- ④ 端末情報提供機能
- ⑤ HLR/HSS連携機能
- ⑥ リモートSIMプロビジョニング（RSP）機能⁴⁵

⁴³ 各アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を定める場合、営業費用や正味固定資産価額の配賦、需要の配分等が適切に行われなければ接続料算定の適正性が損なわれる可能性があることに十分留意することが必要である。

⁴⁴ アンバンドル機能の一部の区分について接続料を定めなくてもよいこととする場合は、現在、データ伝送交換機能についていわゆるCDMA2000方式及びEV-DO方式を除いているように、二種接続料規則において明示することが原則である。

⁴⁵ MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスするための情報(SIMプロファイル)のSIMへの書き込み(SIMプロビジョニング)をオンラインで遠隔操作により行うための機能。その形態としては、MNOの調達するRSPのシステムをMVNOが利用する形態と、MVNOの調達するRSPのシステムをMNOのネットワークに連携させる形態があり得る。「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書(令和2年2月)において示されたとおり、二種指定事業者がリモートSIMプロビジョニングによりeSIMサービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提供を行うことができるよう

（エ）接続を円滑に行うために必要な事項の提供

事業法第34条第3項第1号末の「総務省令で定める接続を円滑に行うために必要な事項」は、事業法施行規則第23条の9の5に規定されている。また、同条第1項第1号イ(1)の「他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示」についての具体的な内容は、平成28年総務省告示第107号⁴⁶（以下「二種情報開示告示」という。）に規定されている。これらの事項に関して、具体的な解釈及び望ましい事項を示す。

ア) 頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第23条の9の5第1項第6号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間当たりの単金を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) 役務利用管理システム又はSIMカードの提供条件追加等の通知

二種情報開示告示第2条第5号に基づく、MVNOの電気通信役務の提供に用いられる役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知は、MVNO側でこれら追加・変更を受けた対応を行う上で必要な準備期間が十分に確保されるよう、早期に行われることが望ましい。

（オ）接続料の算定

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。この具体的な内容は二種接続料規則及び同令の規定による平成28年総務省告示第110号⁴⁷に規定されている。どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えるため、具体的な解釈等を示す。

本機能の開放が行われることが望ましい。

⁴⁶ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

⁴⁷ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項の表に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えるものではないことが当然に求められる。

以下「2 電気通信事業法に係る事項」において使用する用語は、二種接続料規則において使用する用語の例による。

ア) 原価算定の3ステップ・プロセス

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、原価は、a及びbに示す3ステップ・プロセスにより算定する。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

a 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

(a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係る費用を控除して音声伝送役務に係る費用を抽出する。

a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」という。）別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

(b) ステップ2においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費

用を控除してトラヒック運動費用を抽出する。

a) 契約数運動費用には、設備費のうち各契約者が専的に使用する設備に係る費用⁴⁸が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

b) 契約数運動費用及びトラヒック運動費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、トラヒック運動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

a) 接続料原価対象外費用は、cに示す考え方に基づいて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

b データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（二種接続料規則第4条第2項第1号に掲げる部分に係る接続料）

(a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。

a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

(b) ステップ2においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

a) 回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専的に使

⁴⁸ 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

用する設備に係る費用⁴⁹及び接続事業者が使用しない設備に係る費用⁵⁰が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

b) 回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

a) 接続料原価対象外費用は、cに示す考え方に基づいて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

c 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費

電気通信の啓発活動⁵¹に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費

エリア整備・改善を目的とする情報収集⁵²に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費

周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再

⁴⁹ 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

⁵⁰ 例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。

⁵¹ 例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。

⁵² 例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。

編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、原価には算入しない。

- ① 通信設備使用料（自社のネットワークの構築に係るもの）を除く。)
- ② 他の事業者が個別に負担している設備費⁵³
- ③ 付加機能⁵⁴の用に供する設備費

イ) 利潤の算定に用いる資本構成比

二種接続料規則第8条第6項の他人資本比率、同令第9条第2項の自己資本比率等の利潤の算定に用いる資本構成比の算定は、貸借対照表上の簿価を用いる。

ウ) 有利子負債の範囲

二種接続料規則第8条第7項における有利子負債の算定において、例えば、社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

エ) リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、基礎事業年度（二種接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）に発行された長期国債であって当該事業年度の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

オ) 主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャ

⁵³ 例として、POI回線に係る費用。

⁵⁴ 例として、留守番電話機能。

パン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から基礎事業年度の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

力) 音声伝送交換機能に係る接続料の設備区分別算定

二種接続料規則第11条第3項では、「接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、音声伝送交換機能に係る原価、利潤及び需要は、次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理して算定する。このとき、設備区分ごとの需要は、設備の使用の違いを考慮して算定する。

- ① 第二種指定端末系交換設備
- ② 第二種指定中継系伝送路設備
- ③ 第二種指定中継系交換設備
- ④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
- ⑤ 第二種指定端末系無線基地局
- ⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
- ⑦ 信号用伝送路設備
- ⑧ 信号用中継交換機
- ⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
- ⑪ 設備への帰属が認められないもの

キ) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第11条第2項では、需要は、実績原価方式においては「接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値」、将来原価方式においては、「接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値」とされており、同令第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

ク) 複数の二種指定事業者による接続料設定

二種接続料規則第16条第1項では、複数の二種指定事業者がアンバンド

ル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該複数の二種指定事業者は、接続料の算定を行う事業者（以下「算定事業者」という。）を明らかにし、それ以外の事業者（以下「共同設定事業者」という。）と共同して総務大臣の承認を受けた上で接続料を設定しなければならない旨規定されている。

この総務大臣の承認では、算定事業者による接続料の算定が適正に行われるものであるかを確認することとなる。具体的には、次のような事項を確認することが想定される⁵⁵。

- ・ 接続料の算定に共同設定事業者が適切に協力することとなっていること。
- ・ 共同設定事業者に係る接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類が算定事業者に適切に提供されることになっていること。
- ・ 算定事業者により算定された接続料について、共同設定事業者が自らに係る原価及び利潤が適正に算定されていることを確認することになっていること。

なお、二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する。

また、算定事業者は、同条第2項により読み替えて適用する同令第3章及び第4章の規定に基づき接続料の設定を行わなければならないところ、設定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする。

a 原価算定

(a) 算定事業者及び共同設定事業者の移動電気通信役務収支表に基づき、二種指定事業者ごとに「ア) 原価算定の3ステップ・プロセス」に従い原価を算定する。この際、重複計上等控除を要する金額は、ステップ3において「接続料対象外費用」として控除する。

(b) 算定した二種指定事業者ごとの原価を合算する。

b 利潤算定

(a) 利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上された額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高

⁵⁵ 算定が適切に行われるものであるかは、接続料の算定案及びその算定プロセスが示されると確認しやすくなる。

の相殺消去等、企業会計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。

合算する貸借対照表等の勘定科目は次のとおり。

- a) 貸借対照表上の「資産」、「負債」及び「純資産」の全科目
- b) 損益計算書上の「営業外費用」の全科目

(b) 法定実効税率は算定事業者及び共同設定事業者の法定実効税率を純資産の額で加重平均して用いる。

ケ) 当年度精算

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（令和元年度までに適用されるものに限る。）が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

a 暫定値

ある事業年度の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該事業年度の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定が適用される事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定された接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

b 接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、MVNOの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するMVNOに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。

コ) 将来原価方式を用いた算定

データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる部分については、二種接続料規則第13条第2項の規定により、将来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている⁵⁶ところ、将来原価方式においては、二種接続料規則第7条第2項第2号、第8条第3項第2号及び第11条第2項第2号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額⁵⁷及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。

このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする⁵⁸。

⁵⁶ 二種接続料規則第13条第2項において、将来原価方式対象機能の接続料は、予測接続料(同条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)及び精算接続料(同条第4項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。)を設定する旨規定されているところ、事業法第34条第1項の規定により新たに指定をされた二種指定事業者については、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、精算接続料は、指定後最初に設定する予測接続料が適用される事業年度を基礎事業年度とするものからの設定とすることができるものとする。

⁵⁷ 利潤の算定には正味固定資産価額の他にも様々な項目が用いられるところ、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)では、「まずは一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくこととすることが適当である」とされている。なお、二種指定事業者が、より精度の高い予測を行うため、他の項目についての予測値の算定を希望する場合は、二種接続料規則第3条の規定に基づき総務大臣の承認を受けて、当該算定を行う方法がある。

⁵⁸ 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととして

a 算定区分

より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、接続会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に記載されている営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、接続会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表に記載されている電気通信事業固定資産を構成する区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。

b 算定方法

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。見込みについては、具体的かつ細かな粒度とすることにより、見込みと予測値との間の因果関係を明確化することが適当である。ただし、見込みを用いる場合と見込みを用いない場合を比較した上で、見込みを用いない場合が、接続料の算定の適正性に確実に資するときは、この限りではない。

例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

また、データ伝送交換機能に係る接続料について、「予測値と実績値との間に乖離が生じた理由」及び「前年度の予測値と今年度の予測値との間に

いる。この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に關係する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行なうことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。

乖離が生じた理由」を分析した結果を、次期の接続料算定に反映することで、予測値の更なる精緻化に努めることが適当である。

c 精算接続料が予測接続料を上回った場合の措置

精算接続料が予測接続料を上回ることでMVNOによる二種指定事業者への追加的な支払が生じる場合には、MVNOからの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等MVNOへの負担軽減を図るための措置を二種指定事業者が自主的に行うことが望ましい。なお、当該措置に伴う債権保全措置を講ずる場合には、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』にのっとることが求められる。

d MVNOへの情報提供

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされている。

これに加え、予測値の算定時点では想定し得なかった重大な後発事象により予測接続料に大きな影響が見込まれる場合における、その影響の度合い並びに原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい。

(力) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

事業法第34条第7項に基づき、二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある。これを踏まえ、二種指定事業者は、例えば、次に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

- ・ 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

3) MNO等によるMVNOの兼営

MNO又はMNOの関係法人等（当該MNOの特定関係法人又は当該MNOを特定関係法人とする者をいう。以下同じ。）が他のMNOのネットワークを利用してMVNOを運営すること（以下「MVNO運営」という。）については、事業法上禁止

されておらず、行い得る。ただし、MNOが、有限希少な電波の割当を受けており、電波の有効活用が求められることを踏まえれば、MNOは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則である。

MNO又はMNOの関係法人等によるMVNO運営が、著しい公正競争上の弊害を引き起こしている場合には、事業法第29条第1項第10号の他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるときに該当するものとして、総務大臣による業務改善命令の対象となる。例えば、MNO又はMNOの関係法人等によるMVNO運営が行われる場合であって、当該MNOにおいて、収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為⁵⁹が行われる結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるときや、当該MNOにおいて、MVNO運営を通じて得た他のMNOに関する情報について、その目的外利用が行われるときは、公正競争上の弊害を引き起しているものと判断される。

また、上述のとおり、MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害され、接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合は、事業法第32条の接続応諾義務の例外に該当することとなる。

4) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下4）において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第5項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

- ① MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。
- ② 市場支配的なMNOが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なMNOの特定関係法人であるMVNOであって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。

⁵⁹ 例えば、当該MNOにおいて、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備を行わないことは、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠」に該当するものと判断される。また、例えば、収益性の低い地域において、当該MNOの基地局整備状況が、当該MVNO運営に係るネットワークを提供する他のMNOの基地局整備状況と比べて著しく劣っている状況が長期に渡り継続している場合は、合理的な理由がある場合を除き、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為」に該当するものと判断される。

5) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい⁶⁰。

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにMVNOに通知するなど、MVNOの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

MNOが卸電気通信役務の提供又は接続に関する協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、MNOにおいて、MVNOからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある⁶¹。

⁶⁰ MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（15頁）を参照）。

（例）

- ・ MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別的かつ煩雑な協議を強いること。
- ・ MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。
- ・ MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。
- ・ 卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

⁶¹ MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項第10号）。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務の提供や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項）。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となる。

（例）

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
<ul style="list-style-type: none"> ・MNOの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的な事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等） ・MNOが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的な事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等） ・MNOによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系 ・MVNOの想定する具体的な顧客名や当該個別顧客の需要形態 ・MVNOが提供するサービスの原価 ・MVNOが移動通信サービスと一緒にして提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画 ・MVNOが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先

ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる。

ウ 接続等関連情報の取扱い

接続の業務又は卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「接続等関連情報」という。）⁶²について、それらの業務の用に供する目的以外の目的のための利用又は提供（以下「接

- ・ MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的な顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

⁶² 例えば、新たな技術の導入予定、新たなサービスの開始予定、利用者の状況等がこれに該当する。

続等関連情報の目的外利用」という。)⁶³が行われた場合、当該他の電気通信事業者を狙い打ちにした、対抗サービスの提供、営業活動又は利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされるおそれがある。

MNOによるMVNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる。

MVNOによるMNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われる場合についても、MNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、業務改善命令の対象となる。

加えて、MNO及びMVNOは、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められ⁶⁴、それを怠った場合であって、事業の運営が適正かつ合理的ではないため電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり得る。

エ ネットワークのふくそう対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる(事業法第29条第1項第2号)。

⁶³ 例えば、自己の営業目的での利用、自己の特定関係法人への提供がこれに該当する。

⁶⁴ 接続等関連情報を取得する事業者は、具体的な措置として、少なくとも、利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定、接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定、接続等関連情報を入手した者、入手した情報及び入手した日時の記録、接続等関連情報の取扱いについて遵守すべき事項を定めた規程の作成、当該規程を遵守させるための研修の実施が求められる。

オ MVNOによる端末の調達

MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準⁶⁵を満たす必要がある（電波法に係る事項については、「3 電波法に係る事項」を参照。）。

また、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない（事業法第52条）こととされており、MVNOが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をMNOのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受けることとなる。

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第7号に基づき、端末と二種指定設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報について、MVNOから要望があった場合には、開示しなければならない。

また、MVNOが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、MNOのネットワークに係る情報が必要となる場合など、MVNOのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、MNOがMVNOと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

こうした事前確認試験等を実施する際に、MNOが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第29条第1項第2号）の

⁶⁵ 事業法第69条及び「端末設備等規則」（平成16年総務省令第44号）並びに電波法第3章で定める技術基準。なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、「端末機器に関する基準認証制度について」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/）、「無線基準認証制度」（<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/>）を参照。

対象となる場合がある。

力 電気通信番号の適切な管理

(ア) 電気通信番号の使用

移動通信サービスの提供に当たり使用する電気通信番号について、MNO等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とMVNOが自ら指定を受けて使用する場合がある。

MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を通じて電気通信番号の提供を受け、当該番号を使用したサービスを提供する場合、事業法上の電気通信番号の指定を受ける対象は電気通信役務の提供元であるMNOであることから、MVNOは、当該MNOに付与された電気通信番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該MNOとの間において締結される卸電気通信役務契約において電気通信番号の使用についての取り決めを行うこととなる。当該番号のMNOからMVNOへの受け渡しの形態については、あくまでMVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である⁶⁶。

また、MVNOがMNOと接続してサービスを提供する場合、MVNOの利用者は、MVNOからだけではなく、無線ネットワーク等MNOの役務提供区間において、MNOからも電気通信役務の提供を受けることとなり、電気通信番号は当該電気通信役務の提供に合わせて利用者へ割り振られる（付番される）こととなる。

(イ) 携帯電話の番号ポータビリティ

移動通信サービスの提供に当たり音声伝送携帯電話番号を使用する場合には、双向方向での番号ポータビリティを可能としなければならない（電気通信番号計画第3の表電気通信番号の使用に関する条件欄）。この義務はMNO及びMVNOに等しく課せられたものであり、両者間で協議した上で、自らが電気通信役務を提供する利用者に対して、番号ポータビリティ受付の対応その他の番号ポータビリティの実施において必要な措置を行わなければならない。

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡

⁶⁶ MNOが電気通信番号の指定を受ける際には、MVNOの需要の見込みを自らの電気通信番号の算定の根拠に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性に鑑み、必要とする電気通信番号の数がその算定の根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。

このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、MNOは、このような期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。また、店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNOは、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。

キ 障害情報の提供

昭和62年郵政省告示第73号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第4号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNOに通知しなければならない。

また、自身がMVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOにおいては、MNO等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。

6) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合

ア 法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、MVNO事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、MVNO及びMNOからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、

一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項）。

イ 意見申出制度

MNOとMVNOとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関する、MNO（又はMVNO）の業務の方法に苦情その他意見のあるMVNO（又はMNO）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第172条第2項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（07年12月）⁶⁷に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第29条に基づく業務改善命令等）を講じる。

ウ 協議が調わなかった場合の手続

（ア）総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるMVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該MVNOは、総務大臣による協議の開始（再開）の命令を申し立てることができる（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項）。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し料金・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項並びに第39条において準用する第35条第3項及び第4項）。

（イ）電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

MVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約の締結若しくは接続を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合の他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細

⁶⁷ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、電気通信紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第154条第1項）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、MVNOは、電気通信紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第155条第1項）。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛争処理マニュアル 紛争処理の制度と実務」⁶⁸を参照。

（3）MVNOと利用者との間の関係

1) MVNOと利用者との間の契約関係⁶⁹

MVNOと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手續は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、MVNOに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項）。

- ① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
- ③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
- ④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責

⁶⁸ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html

⁶⁹ 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合は、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。

なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき

- ⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
- ⑧ その他事業の運営が適切かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、共同ガイドライン（15頁）を参照。

また、MVNOが提供する電気通信サービスの利用者の氏名、住所等は個人情報であり、通信記録等は通信の秘密に関わるものであることから、MVNOがこれらの情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密（事業法第4条）を侵害しないようにする必要がある。

さらに、MVNOは、電気通信事業者として「電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン」（平成29年総務省告示第152号）が適用される。MVNOがMNOの課金システムや位置情報登録システム機能を用いて、電気通信サービス等を提供するに当たって、MVNOが利用者の個人データ又は通信の秘密に係る個人情報をMNOに第三者提供する場合は、原則として、本人の同意を取ることが必要である（電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン第15条）。

この場合において、MVNOは、個別の同意がある場合だけでなく、電気通信役務の提供に関する契約約款において、個人情報の第三者提供に関する規定が定められており、当該契約約款に基づき電気通信役務の提供に関する契約を締結し、かつ当該規定が私法上有効であるときは、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」場合と解される。しかしながら、無制限に第三者提供を認める契約約款の規定等が、利用者の利益を阻害していると認められるときは、電気通信事業法上の業務改善命令の対象となり得る。

ただし、通信の秘密（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数等の通信の存在の事実の有無を含む。）に該当する個人情報の取扱いについては、通信の秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意が必要となり、通信当事者の具体的な委任によらない代理人等の同意によることはできない⁷⁰。

また、MNOはMVNOから提供を受けた個人情報を適切に取り扱う必要がある。

⁷⁰ 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html) 参照

この他、利用者に直接音声通話サービスを提供するMVNOは、音声通話サービスに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）に基づき、携帯音声通信事業者として、契約者等の本人確認や本人確認記録の作成等を自ら行わなければならない。

なお、MVNOとMNOとの間で卸電気通信役務提供契約が締結される場合、当該契約に基づきMVNOに提供される電気通信役務は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号）第2条ただし書⁷¹において、同法の適用を受ける携帯音声通信役務から除外されているため、MNOは、当該契約の締結に際して、MVNOに対して本人確認等を行う必要はない。

2) 消費者保護規律

一般消費者向けの主要な移動通信サービス⁷²（法人契約⁷³等を除く。以下この2)において同じ。）を提供するMVNOは、次に掲げる規律の対象となる。なお、①、③、④及び⑤の規律については、MVNOに係る契約の媒介等を業として行う者も対象となる。

① 提供条件概要説明義務（事業法第26条）

主要な移動通信サービス⁷²の提供に関する契約の締結をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要について利用者に説明しなければならない（事業法第26条）⁷⁴。

② 書面の交付義務及び初期契約解除制度（事業法第26条の2及び第26条の3）

主要な移動通信サービス⁷²の提供に関する契約の締結後に契約締結書面を利用

⁷¹ 「法第2条第2項の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信役務の提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供される電気通信役務であって、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務とする。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第2条）

⁷² 事業法第26条第1項第1号及び第3号の指定された電気通信役務のことを言い、携帯電話端末サービス（スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービス）及び無線インターネット専用サービス（タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの）が含まれる。

⁷³ 法人その他の団体（法人等）を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的で（その営業のために又はその営業として）営利を目的としない非営利の法人等の事業目的（その事業のために又はその事業として）で締結される契約をいう。

⁷⁴ 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）を参照。

者に交付しなければならない（事業法第26条の2）。さらに、一部のサービスにおいて利用者は、当該書面受領後等から8日間は、電気通信事業者の合意なく契約解除できることとしている（初期契約解除制度（事業法第26条の3））⁷⁴。

③ 電気通信業務の休廃止の周知義務（事業法第26条の4）

電気通信業務（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない電気通信役務に係るものを除く。）の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、利用者の利益を保護するために必要な事項について、利用者への周知義務が課されている（事業法第26条の4第1項）⁷⁴。また、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ総務大臣に届け出こととされている（事業法第26条の4第2項）⁷⁴。

④ 苦情等処理義務（事業法第27条）

主要な移動通信サービス⁷²の利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（事業法第27条）⁷⁴。この場合、MVNOに寄せられた苦情及び問合せが、MNOの提供する電気通信役務に関する内容である場合には、MNOはMVNOと協力して対応する必要がある。

⑤ 不実告知等の禁止（事業法第27条の2第1号）

主要な移動通信サービス⁷²の提供に関する契約に関する事項であって、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの⁷⁵について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為が禁止（事業法第27条の2第1号）されている⁷⁴。

⑥ 勧誘継続行為の禁止（事業法第27条の2第2号）

主要な移動通信サービス⁷²の提供に関する契約について、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思（契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含まれる。）を表示した場合、勧誘を継続する行為が禁止（事業法第27条の2第2号）されている⁷⁴。

⑦ 代理店に対する指導等の措置義務（事業法第27条の3）

電気通信事業者には、代理店の業務を監督する責任者の選任等の代理店への指導等の措置⁷⁶を行う義務（事業法第27条の3）が課されている。

なお、総務大臣は、事業法第26条、第26条の2、第26条の4、第27条、第27条の2及び第27条の3の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の

⁷⁵ 「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」などの契約の締結を必要とする事情（いわゆる「動機」に当たるもの）に関する事項も含まれる。

⁷⁶ 措置の具体的な内容は、下記の①から⑦のとおり。

①媒介等業務（以下この注において「業務」という。）を適正かつ確実に遂行できる能力を有する者に委託するための措置

②業務の実施状況を監督する責任者の選任

③業務手順等文書（適切な誘引の手段に関する記載を含む）の作成、研修の実施等

④業務の実施状況の確認、検証、必要に応じた改善等

⑤利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理

⑥業務が適切に行われない場合に、業務の中止、他の適切な者への速やかな委託、業務の委託契約の変更又は解除等

⑦各措置の適正かつ確実な実施のための委託状況の把握

改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている（事業法第29条第2項）。

(4) その他

MVNOは、事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

1) 業務協定の認可の申請

MVNOの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第40条）。

2) 通信量等の報告

上記1)の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービスを提供するMVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第2条第7項及び第5条）。

3) 事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名の変更にあっては変更後遅滞なく、業務区域の変更にあっては事前に届け出ることを要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があった場合には報告を要する（事業法第16条第3項及び第4項、事業法施行規則第9条及び第10条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があったときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第17条、事業法施行規則第11条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第18条第1項）。ま

た、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出る必要がある（事業法第18条第2項）。

4) 契約数等の報告

ア 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上であるMVNO

MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上⁷⁷であるMVNOは、四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第2条第1項及び様式第15の2）。

具体的な報告内容は、次のとおり。

- ・提供元事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名）
- ・区分ごとの契約数（再卸⁷⁸、SIMカード型⁷⁹、通信モジュール⁸⁰、単純再販⁸¹及びその他⁸²）
- ・他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合、他のMVNOの名称（契約数3万以上と3万未満の別）

本規定は、平成28年3月22日の報告規則改正により適用となる。改正前はMNOと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している者（以下「一次MVNO」という。）のうち、契約数3万以上の事業者に報告義務が適用されていたが、報告規則改正により、契約数が3万以上の全てのMVNOに報告義務が適用されることとなる。

イ 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNO（他のMVNOに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）

MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNOであって、他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、年度ごとに他のMVNOの名称を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第2条第1項及び様式第15の2の2）。

⁷⁷ 仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む。

⁷⁸ 仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他のMVNOに提供している場合、その契約数。

⁷⁹ SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）、その契約数。

⁸⁰ 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合、その契約数。

⁸¹ MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合、その契約数。

⁸² 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数。

5) 電気通信番号の使用状況の報告

電気通信番号を使用しているMVNOは、毎年度、電気通信番号の使用状況等について総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第8条）。

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

MVNOは、その事業に用いる無線局を自ら開設しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を探る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVNOとみなされる者（以下「みなしMVNO」という（脚注1参照）。）が無線局の運用を行う場合には、MNOは、みなしMVNOに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第41条の2の4第1項において準用する同規則第41条の2）。また、MNOは、遅滞なく、みなしMVNOの氏名又は名称、みなしMVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項）。

(2) MVNOとMNOの関係

MNOが無線局を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する⁸³。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が利用する無線設備を用いる無線局（以下「MVNOの利用者が用いる携帯電話端末等」という。）が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある⁸⁴。

みなしMVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVNOがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしMVNOに対して行われることになる（電波法第70条の8第3項において準用する同法第76条第1項）。

また、MNOは、みなしMVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならず（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項）、MNOがみなしMVNOに対して必要かつ適切な監督を行っていなかった場合には、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る（電波法第76条第5項第4号）。

この他、MVNOは、MNOに対して、実際に運用されているMVNOの利用者が

⁸³ MNOは、MVNOの移動通信サービスの提供に係る無線局の運用についても、その責任を有することになる。

⁸⁴ 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

(1) 国内ローミング

電気通信事業者の利用者がその電気通信事業者の業務区域⁸⁵に属さない区域で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受ける、いわゆるローミングサービスは、ローミング元事業者及びローミング先事業者の間で業務提携を行うこととなるが、当該業務提携の中で卸電気通信役務の提供又は接続を伴うこととなる。

この際、上記卸電気通信役務の提供及び接続については、事業法上のそれぞれの規律に服することになる。また、ローミングサービスの提供を受ける利用者は、ローミング元事業者及びローミング先事業者と個別に契約を締結することとなるが、これらの電気通信事業者の何れかが①特定の者に対して不当な差別的取扱いを行っているとき、②電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、その電気通信事業者が業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第29条第1項各号）。

(2) 国際ローミング

MVNOの利用者が提供を受ける国際ローミングサービスについては、MNOと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、MVNOにおいて、特段の行政手続を要しない。

MVNOが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5第1項及び第2項）。

- ① 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
- ② 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

⁸⁵ 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域。

なお、国内のMVNOからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO

(1) 電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合⁸⁶、開設計画の認定を受けたMNOは、開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画に従って無線設備の利用の促進を図らなければならない。

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合⁸⁷、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第7項）⁸⁸。

(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録、事業法第12条の2の登録の更新又は事業法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない⁸⁹。

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

⁸⁶ 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（平成30年総務省告示第34号）においては、既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していることを開設計画の認定の要件として定めている。

⁸⁷ 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針においては、認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない旨規定されている。当該規定により、認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとされており、MVNOによる無線設備の利用を促進するための計画の進捗状況についても当該報告の対象となっている。

⁸⁸ 当該根本的基準第3条第7号において、「その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであること。」が電気通信業務用無線局の開設に当たっての免許の要件として規定されている。

⁸⁹ 例えば、平成21年6月10日付け3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者が、事業法第9条の電気通信事業の登録又は事業法第13条の変更登録を受ける場合には、①MVNOによるネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、②コンテンツ配信事業者等に対しても、MVNOに準じた取扱いを行うように努めること等により、ネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、③①及び②の実施状況について、総務大臣に報告することを条件として付しているなど、特定基地局の開設指針における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を踏まえた条件を付していることがある。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

なお、当該MNOが事業法第9条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第27条の15第1項）⁹⁰。

⁹⁰ このほか、当該MNOが、①事業法第9条の登録又は変更登録を拒否された場合、②事業法第9条の登録がその効力を失った場合、③その電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があった場合には総務大臣は、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定を取り消すことができることとされている（電波法第27条の15第2項）。

6 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図る観点から、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

総務省総合通信基盤局

(全般〔代表窓口〕)

MVNO支援相談センター（料金サービス課内） TEL. 03-5253-5845

(事業法関係)

電気通信事業部 事業政策課（事業法に基づく登録、ローミング等関係）
TEL. 03-5253-5835

（報告規則関係） TEL. 03-5253-5947

料金サービス課（事業者間接続、事業者間協議関係）
TEL. 03-5253-5845

データ通信課（事業法に基づく届出関係）
TEL. 03-5253-5852

電気通信技術システム課番号企画室（電気通信番号関係）
TEL. 03-5253-5859

(電波法関係)

電波部 電波政策課 TEL. 03-5253-5873

移動通信課 TEL. 03-5253-5893

図 1

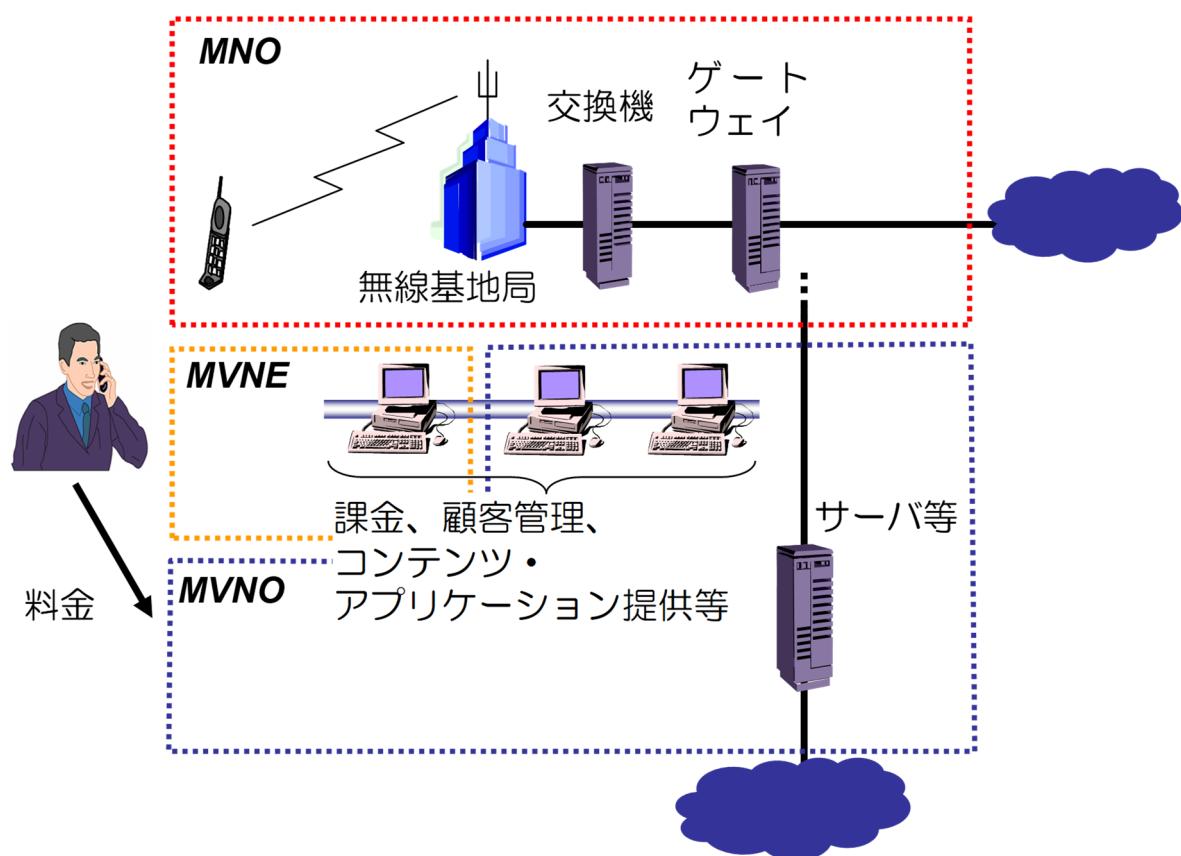


図 2

